

# 松江市地域防災計画

---

## 原子力災害対策編

令和 8 年 2 月

松江市防災会議



## 松江市地域防災計画（原子力災害対策編）目次

### 第1章 総 則

---

第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
1. 市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	
2. 市における他の災害対策との関係	
3. 計画の修正	
4. 計画の用語	
第3節 計画の前提.....	3
第4節 計画の周知徹底.....	3
第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針.....	3
第6節 計画の基礎とすべき災害の想定.....	3
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲.....	4
第8節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施.....	5
1. 発電所の状態等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	
2. 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施	
第9節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	6

### 第2章 原子力災害事前対策

---

第1節 基本方針.....	13
第2節 中国電力㈱との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理.....	13
第3節 立入検査と報告の徴収.....	13
第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携.....	13
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	14
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備.....	14
1. 情報の収集・連絡体制の整備	
2. 情報の分析整理	
3. 通信手段・経路の多様化等	
第7節 緊急事態応急体制等の整備.....	18
1. 警戒体制及び災害対策本部体制等の整備	
2. 警戒体制又は災害対策本部体制をとるために必要なマニュアル等の整備	
3. オフサイトセンターにおける災害体制への支援及び参加体制の整備	
4. 長期化に備えた動員体制の整備	
5. 防災関係機関相互の連携体制	
6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	
7. 広域的な応援協力体制の拡充・強化	
8. オフサイトセンター	
9. 緊急時モニタリング体制等への協力	
10. 専門家の派遣要請手続き	
11. 複合災害に備えた体制の整備	
12. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	

第8節 避難受入活動体制の整備.....	21
1. 避難計画の作成	
2. 避難所等の整備等	
3. 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備	
4. 学校等施設における避難計画の整備	
5. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成	
6. 住民等の避難状況の確認体制の整備	
7. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備	
8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定	
9. 避難所等・避難方法等の周知	
第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限.....	24
1. 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備	
2. 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保	
第10節 緊急輸送活動体制の整備.....	24
1. 専門家の移送体制の整備	
2. 緊急輸送路の確保体制等の整備	
第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備.....	25
1. 救助・救急活動用資機材の整備	
2. 救助・救急機能の強化	
3. 原子力災害医療体制の整備	
4. 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備	
5. 消火活動体制の整備	
6. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	
7. 物資の備蓄、供給活動体制の整備	
第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備.....	26
第13節 行政機関の業務継続計画の策定.....	27
第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発等.....	27
第15節 防災業務関係者の人材育成.....	28
第16節 防災訓練等の実施.....	28
1. 訓練計画の策定	
2. 訓練の実施	
3. 実践的な訓練の実施と事後評価	
第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応.....	29
第18節 災害復旧への備え.....	30
<b>第3章 異常時等の対策</b>	
第1節 基本方針.....	31
第2節 環境放射線異常時の対策.....	31
第3節 発電所異常時の対策.....	33
第4節 情報収集事態及び警戒事態発生時の対策.....	34
第5節 原子力事故対策会議.....	36

1. 会議の開催
2. 会議の構成
3. 会議構成課の所掌事務

第6節 島根県モニタリング本部等への協力..... 38

第7節 連絡員の派遣..... 38

## 第4章 緊急事態応急対策

---

第1節 基本方針..... 39

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保..... 39

1. 施設敷地緊急事態等発生情報の連絡
2. 応急対策活動情報の連絡
3. 一般回線が使用できない場合の対処
4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

第3節 松江市災害対策本部の設置及び災害体制等..... 44

1. 市災害対策本部の設置
2. 市災害対策本部の体制等
3. 現地災害対策本部
4. 市災害対策本部の廃止
5. 他の災害対策本部等との連携

第4節 原子力災害合同対策協議会等への出席等..... 52

1. オフサイトセンターへの派遣
2. 原子力災害合同対策協議会への出席等
3. 専門家の派遣要請

第5節 応援要請及び職員の派遣要請等..... 52

1. 応援要請
2. 職員の派遣要請等
3. 自衛隊の派遣要請等

第6節 原子力被災者生活支援チームとの連携..... 53

第7節 防災業務関係者の安全確保..... 53

1. 防災業務関係者の安全確保方針
2. 防護対策
3. 防災業務関係者の放射線防護
4. 安全対策

第8節 住民等への的確な情報伝達活動..... 55

1. 住民等への情報伝達活動
2. 住民等からの問い合わせに対する対応

第9節 避難、屋内退避等の防護措置..... 57

1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施
2. 屋内退避実施後の運用
3. 避難所等
4. 広域一時滞在
5. 安定ヨウ素剤の服用
6. 要配慮者等への配慮
7. 学校等における避難措置
8. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

- 9. 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置
- 10. 飲食物、生活必需品等の供給

第10節	治安の確保及び火災の予防.....	62
第11節	飲食物の摂取制限及び出荷制限.....	62
第12節	緊急輸送活動.....	62
	1. 緊急輸送活動	
	2. 緊急輸送のための交通確保	
第13節	救助・救急、消火活動に関する応援要請等.....	63
	1. 救助・救急及び消火活動	
	2. 医療措置	
第14節	自発的支援の受入れ等.....	64
	1. ボランティアの受入れ等	
	2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ	
第15節	行政機関の業務継続に係る措置.....	64

## 第5章 原子力災害中長期対策

---

第1節	基本方針.....	67
第2節	緊急事態解除宣言後の対応.....	67
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定.....	67
第4節	放射性物質による環境汚染への対処.....	67
第5節	各種制限措置等の解除.....	67
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成.....	67
	1. 災害地域住民の記録	
	2. 災害対策措置状況の記録	
第7節	被災者等の生活再建等の支援.....	68
第8節	風評被害等の影響の軽減.....	68
第9節	被災中小企業等に対する支援.....	68
第10節	心身の健康相談体制の整備.....	68

## 別添資料

---

- 別添1 防護措置等の実施フローの例
- 別添2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて
- 別添3 OILと防護措置について
- 別添4 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等

# 第 1 章

---

## Ⅰ 総 則



## 第1章 総 則

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、島根原子力発電所（以下「発電所」という。）の運転により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、松江市（以下「市」という。）、島根県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、中国電力㈱等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

なお、核燃料物質等の事業所外運搬中又はその他の事故等に際してもこの計画に準じて措置するものとする。

### 第2節 計画の性格

#### 1. 市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、県の地域防災計画（原子力災害対策編）、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、中国電力㈱等が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

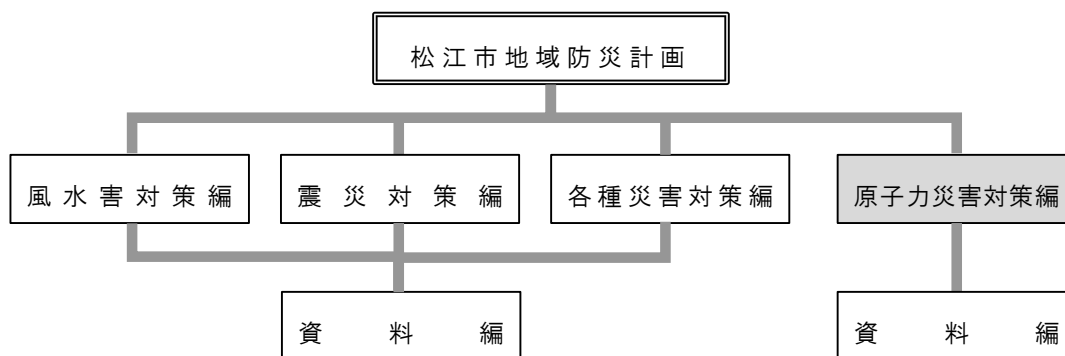
#### 2. 市における他の災害対策との関係

この計画は、「松江市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「松江市地域防災計画（風水害対策編、震災対策編、各種災害対策編）」によるものとする。

また、本計画に定められていない事項のうち、風水害対策については「風水害対策編」、震災対策については「震災対策編」、各種災害対策については「各種災害対策編」の各編によるものとする。原子力災害対策編を除く各編に必要な資料については「資料編」として編集している。

なお、本計画に基づき、総合的かつ計画的な原子力防災業務を遂行することにより、国際課題であるSDGs（持続可能な開発目標）のゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成にも貢献する。

図 1-2-1 松江市地域防災計画の構成



### 3. 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

### 4. 計画の用語

本計画における用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 安全協定・・・「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」をいう。
- (2) 情報収集事態・・・松江市（松江市の震度が発表されない場合は、近隣の市町村）において震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合、その他発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合をいう。
- (3) 警戒事態・・・その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（警戒事態を判断するEALのうち、原子力施設において異常事象が発生した場合に限る。）を開始する必要がある段階をいう。
- (4) 施設敷地緊急事態・・・原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。
- (5) 全面緊急事態・・・原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。
- (6) 要配慮者・・・市地域防災計画（風水害対策編）に規定する高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすい者をいう。
- (7) 避難行動要支援者・・・本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- (8) 施設敷地緊急事態要避難者・・・PAZ内の要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者、妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者をいう。ここでいう「避難の実施に通常以上の時間がかかる」場合とは、例えば入院患者のように避難先が同等の設備・体制を有する病院等に限定され、その移動手段として特別な車両等を要するような、他の住民に比べ避難の実施に時

- 間を要する者を想定している。(家族や周辺住民等の支援により避難ができる者などは該当しない。)
- (9) 屋内退避・・・放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図るために実施するもの。屋内退避は、避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に、指示により行う。
  - (10) 避難・・・空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。
  - (11) 一時移転・・・緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。なお、本文における「避難」には一時移転を含む。
  - (12) 避難退域時検査・・・避難住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査。
  - (13) 簡易除染・・・避難退域時検査等において基準値を超えた場合に、検査場所において実施することのできる簡易な方法による除染のこと。
  - (14) 甲状腺被ばく線量モニタリング・・・放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために行う簡易測定又は詳細測定のこと。

### 第3節 計画の前提

発電所については、周辺環境の安全を確保するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）、電気事業法（昭和39年法律第170号）等の関係諸法令に基づき設計、運転、保守等各方面にわたって安全上の種々の厳しい規制が行われているが、発電所に万が一の事態が生じた場合に備えこの計画を策定するものである。

### 第4節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められる事項については市民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

### 第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

### 第6節 計画の基礎とすべき災害の想定

計画を策定するにあたり規定する発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事象が発生する可能性も考慮し、以下のとおりとする。

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に

浮遊する微粒子等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

## 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

原子力災害対策指針においては、「原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である」とされている。

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策重点区域の範囲については、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とし、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な区域を定めるものとする。

実施すべき対策の内容に応じて、原子力災害対策指針をもとに区域の範囲を定める。

### ・ 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指し、PAZの具体的な範囲については、「原子力施設からおおむね半径5 km」を目安とするとされている。

### ・ 緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、緊急時防護措置を準備する区域のことを指し、UPZの具体的な範囲については、「原子力施設からおおむね半径30 km」を目安とするとされている。

原子力災害対策指針を踏まえ、本市において、発電所2号炉における原子力災害対策重点区域は表1-7-1のとおりとする。

表 1-7-1 原子力災害対策重点区域の範囲（2号炉）

原子力災害対策重点区域	
PAZ	鹿島地区、島根地区の一部（島根町大芦）、生馬地区の一部（上佐陀町、下佐陀町、西生馬町）、古江地区の一部（古志町、西谷町、荘成町、東長江町の一部※、西長江町の一部※）
UPZ	PAZを除く全地区

※東長江町の一部と西長江町の一部とは、市道古志大野線より北側の区域をいう。

なお、原子力災害対策指針において、炉規法第43条の3の34の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとするとされているため、原子力災害対策指針を踏まえ、本市において、発電所1号炉における原子力災害対策重点区域は表1-7-2のとおりとする。

表 1-7-2 原子力災害対策重点区域の範囲（1号炉）

原子力災害対策重点区域	
PAZ	設定しない
UPZ	鹿島地区、島根地区の一部（島根町大芦）、生馬地区の一部（上佐陀町、下佐陀町、西生馬町）、古江地区の一部（古志町、西谷町、荘成町、東長江町の一部※、西長江町の一部※）

※東長江町の一部と西長江町の一部とは、市道古志大野線より北側の区域をいう。

## 第8節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

### 1. 発電所の状態等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

PAZにおいては、発電所において異常事態が発生した場合には、発電所の状態等が原子力災害対策指針等に定める緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）などに基づき、以下の区分のどれに該当するかに応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施するものとする。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。（別添1参照）

- ・情報収集事態
- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として、屋内退避を原則実施するものとする。UPZ外においては、事態の進展等に応じて、UPZと同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う場合があるため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行うこととする。

なお、PAZにおいては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施するものとする。

## 2. 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が周辺環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を国、県及び関係機関と協力し実施するものとする。（別添3参照）

## 第9節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、松江市地域防災計画（風水害対策編）第1章5節に定める「防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱」を基本に表1-9-1のとおりとする。

※「ガス局」は令和8年4月1日に民間譲渡されるため、それ以降は削除

表 1-9-1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱	
松江市	原子力安全対策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況届出等の受理</li> <li>2. 原災法に基づく立入検査及び報告の徴収に関すること</li> <li>3. 原子力防災専門官との連携に関すること</li> <li>4. 原子力防災に関する広報及び知識の普及、啓発に関すること</li> <li>5. 原子力防災に関する広報及び教育・訓練に関すること</li> <li>6. 通信連絡網の整備に関すること</li> <li>7. 環境放射線モニタリング設備・機器・資機材の整備に関すること</li> <li>8. 平常時モニタリングに関すること</li> <li>9. 市災害対策本部等に関すること</li> <li>10. 緊急時における国・県等との連携に関すること</li> <li>11. 災害状況の把握及び伝達等に関すること</li> <li>12. 緊急時モニタリングに対する協力に関すること</li> <li>13. 住民の避難、立入制限、救出等に関すること</li> <li>14. 県の原子力災害医療に対する協力に関すること</li> <li>15. 汚染飲食物の摂取制限等に関すること</li> <li>16. 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること</li> <li>17. 県の汚染物質の除去に対する協力に関すること</li> <li>18. 制限措置の解除に関すること</li> <li>19. 防災関係者の被ばく管理に関すること</li> <li>20. 災害救助法に関すること</li> <li>21. 義援金の受け入れ及び配分に関すること</li> <li>22. 災害応援の要請及び受け入れに関すること</li> <li>23. 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること</li> <li>24. 風評被害の軽減に関すること</li> <li>25. 住民相談及び健康相談に関すること</li> <li>26. 中小企業、農林畜水産業者等に対する支援に関すること</li> <li>27. 文教施設及び福祉施設の原子力防災対策の支援に関すること</li> <li>28. 地域原子力防災協議会への協力等に関すること</li> <li>29. 県の行う原子力防災対策に対する協力に関すること</li> </ol>	
	松江市教育委員会	教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市立学校に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関すること</li> <li>2. 市立学校児童生徒の安全対策に関すること</li> <li>3. 退避等に係る施設使用の協力に関すること</li> </ol>
	松江市上下水道局	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道施設の防災管理、事後対策に関すること</li> <li>2. 被災地における飲料水の確保に関すること</li> </ol>
	松江市ガス局	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市ガス施設の防災管理、事後対策に関すること</li> <li>2. 交通局の支援に関すること</li> </ol>

松江市	松江市交通局	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 陸路による緊急輸送の確保に関する事</li> <li>2. 保有車両の防災管理、事後対策に関する事</li> </ol>
	松江市立病院	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療救護活動に関する事</li> <li>2. 原子力災害医療の支援に関する事</li> </ol>
	松江市消防本部	消防総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関する事</li> <li>2. 被ばく患者、被ばく傷病者の搬送</li> <li>3. 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関する事</li> <li>4. 消防防災・救急活動に関する事</li> </ol>
	松江市消防団	消防総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関する事</li> <li>2. 交通規制及び立入制限に対する協力に関する事</li> <li>3. 警察官が行う治安維持に対する協力に関する事</li> </ol>
島根県	原子力安全対策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原子力防災に関する広報及び教育・訓練</li> <li>2. 通信連絡網の整備</li> <li>3. 環境放射線モニタリング設備・機器・資機材の整備</li> <li>4. 防護資機材の整備</li> <li>5. 原子力災害医療体制の整備</li> <li>6. 環境条件の把握</li> <li>7. 平常時モニタリングに関する事</li> <li>8. 県災害対策本部の設置</li> <li>9. 災害状況の把握及び伝達等</li> <li>10. 放射性物質による汚染状況調査</li> <li>11. 緊急時モニタリングに関する事</li> <li>12. 避難退域時検査及び簡易除染に関する事</li> <li>13. 甲状腺被ばく線量モニタリングに関する事</li> <li>14. 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等</li> <li>15. 原子力災害医療に関する事</li> <li>16. 県防災へりを活用した防災活動</li> <li>17. 汚染飲食物の摂取制限等</li> <li>18. 緊急輸送及び必需物資の調達</li> <li>19. 汚染物質の除去</li> <li>20. 制限措置の解除</li> <li>21. 損害賠償の請求等に必要な資料の整備</li> <li>22. 地域原子力防災協議会への参加等に関する事</li> <li>23. 松江市及び関係周辺市の原子力防災対策に対する指示及び指導助言</li> </ol>	
指定 地方 行政 機関	松江警察署	警備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関する事</li> <li>2. 立入り等の制限措置及び解除に関する事</li> <li>3. 原子力災害対策重点区域の警備並びに交通規制に関する事</li> </ol>
	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管理区間に関し、必要な措置に関する事</li> </ol>

指定 地方 行政 機関	国土交通省 大阪管区气象台 (松江地方気 象台)		1. 気象状況の把握、解析に関すること 2. 緊急時モニタリングへの支援に関すること
	国土交通省 中国運輸局	島根運輸支 局輸送担当、 総務企画担 当	1. 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関するこ と 2. 緊急輸送に関する要請及び支援
	第八管区 海上保安本部 境海上保安部		1. 緊急輸送及び救護活動の支援に関すること 2. 原子力規制委員会又は県の要請に基づく海上モニタ リングの支援に関すること
	中国四国管区 行政評価局 (島根行政監 視行政相談 センター)	行政監視行 政相談課	1. 被災者への生活支援情報の提供 2. 専用電話を備えた相談窓口の開設 3. 特別行政相談所の開設
指定 公 共 機 関	日本郵便(株) 中国支社	松江中央郵 便局	1. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること 3. 被災者あて救助用郵便物の料金免除に関すること 4. 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分 に関すること 5. 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵 便振替の料金免除に関すること 6. 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い 7. 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請に 関すること 8. 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期 金融に関すること
	西日本旅客鉄 道(株)中国統括 本部	経営企画部 総務(山陰)	1. 鉄道による緊急輸送に関すること
	NTT西日本 (株)島根支店	設備部 災害対策室	1. 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関すること 2. 緊急を要する電話通話の取り扱いに関すること
	(株)NTTドコ モビジネス	プラットフ ォームサー ビス本部 事業推進部 危機管理室	1. 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関すること
	(株)NTTドコ モ中国支社島根 支店	企画総務担 当	1. 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関するこ と 2. 災害非常通信の確保に関すること
	KDDI(株)	中国総支社 管理部	3. 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること
	ソフトバンク(株)	総務本部地 域人事総務 部九州・中四	

		国人事総務課	
	楽天モバイル(株)	広島支社	
	日本赤十字社	島根県支部事業推進課	1. 医療救護活動の協力奉仕者(原子力災害医療派遣チームを除く。)の連絡調整に関する事
	日本放送協会	松江放送局放送部	1. 放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動に関する事
	日本通運(株)	山陰支店松江事務所	1. 陸路による緊急輸送の確保に関する事
	中国電力(株)	島根原子力本部	1. 原子力発電所の安全性の確保に関する事 2. 防災上必要な社内教育・訓練に関する事 3. 環境放射線等の把握に関する事 4. 防災活動体制の整備に関する事 5. 防災業務設備の整備(放射線(能)観測設備器材、通信連絡設備、放射線防護器材、消防救助用器材等)に関する事 6. 異常時における連絡通報体制の整備に関する事 7. 汚染拡大防止措置に関する事 8. 県等が行う避難退域時検査、簡易除染及び甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力 9. 県及び市の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力に関する事
指定 地 方 公 共 機 関	一畑電車(株)	営業部	1. 鉄道による緊急輸送に関する事
	一畑バス(株)	管理部	1. 陸路による緊急輸送に関する事
	(株)山陰放送	松江支社	1. 緊急事態応急対策等の広報活動に関する事
	山陰中央テレビジョン放送(株)	報道部	
	日本海テレビジョン放送(株)	島根総局	
	(株)エフエム山陰	放送事業部	
	島根県医師会	事務局	1. 原子力災害時の医療救護活動に関する事 2. 緊急時医療センターの支援に関する事
	島根県LPガス協会		1. LPガス施設の防災管理と災害復旧に関する事 2. LPガスの供給に関する事
山陰ケーブルテレビジョン(株)		1. 有線テレビジョンによる災害時の情報提供に関する事 2. その他災害に関する広報活動について	
漁業協同組合 JF しまね		1. 海上・湖上における緊急輸送の協力に関する事 2. 放射性物質による汚染水産物の出荷制限及び生鮮食	

その他 公的 団体等	宍道湖漁業協同組合		料品の供給に関すること
	中海漁業協同組合		3. 避難者の一時収容、応急措置についての協力に関する こと 4. 原子力災害に関する漁船、観光客等への広報に関する こと 5. 組合員への支援に関すること
	島根県農業協同組合		1. 協定に基づく生活関連物資の確保に関すること 2. 農畜産物の汚染調査等に対する協力に関すること 3. 放射性物質による汚染農林産物の出荷制限及び生鮮食 料品の供給に関すること 4. 避難者の一時収容、応急措置についての協力に関する こと 5. 原子力災害に関する広報に関すること 6. 組合員への支援に関すること
	松江商工会議所		1. 協定に基づく生活関連物資の確保に関すること 2. 緊急事態応急対策に必要な資機材の確保に対する協 力・あっせんに関すること 3. 放射性物質による汚染農林水産物の出荷制限に関す ること 4. 原子力災害に関する広報に関すること 5. 会員事業所への支援に関すること
	まつえ北商工会		1. 緊急事態応急対策に必要な資機材の確保に対する協 力・あっせんに関すること
	まつえ南商工会		2. 放射性物質による汚染農林水産物の出荷制限に関す ること
	東出雲町商工会		3. 原子力災害に関する広報に関すること 4. 会員事業所への支援に関すること
	指定避難所管理者		1. 屋内退避施設としての協力に関すること
	学校法人		1. 被災者の一時受入等応急措置についての協力に関す ること
	医療機関の管理者		1. 負傷者等の医療、助産、救護についての協力に関す ること
	一般輸送業者		1. 緊急輸送に対する協力に関すること
	社会福祉協議会		1. 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関す ること 2. 災害ボランティアに関すること
	社会福祉施設の管理者		1. 被災者の保護についての協力に関すること
	金融機関		1. 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に 対する協力に関すること
危険物等の管理者		1. 危険物等の保安措置に関すること	
L P ガス取扱機関		1. L P ガス施設の防災管理と災害復旧に関すること 2. L P ガスの供給に関すること	

原子力規制委員会 原子力規制庁	島根原子力 規制事務所 原子力運転 検査官	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について巡視検討等</li> <li>2. 情報収集事態発生以降の施設の状況確認</li> </ol>
	島根原子力 規制事務所 原子力防災 専門官	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県、市への防災計画策定等に対する指導、助言等</li> <li>2. 原子力事業者への防災業務計画等に対する指導、助言等</li> <li>3. 緊急時におけるオフサイトセンターの立ち上げ、収集した情報の共有等</li> </ol>
	上席放射線 防災専門官	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 緊急時モニタリング計画の作成助言、緊急時モニタリングセンター長の補佐等</li> </ol>
陸上自衛隊出雲駐 屯地		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 緊急輸送及び救護活動の支援に関すること</li> <li>2. 空中モニタリングの支援に関すること</li> </ol>

## 第2章

---

### 原子力災害事前対策



## 第2章 原子力災害事前対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

### 第2節 中国電力(株)との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- (1) 市は、中国電力(株)が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、中国電力(株)が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するものとする。
- (2) 市は、中国電力(株)から、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、受理するものとする。

### 第3節 立入検査と報告の徴収

- (1) 市は、原災法第31条の規定により必要に応じ、中国電力(株)から報告の徴収を行い、また、原災法第32条第1項の規定により適時適切な発電所の立入検査を実施すること等により、中国電力(株)が行う原子力災害の予防(再発防止を含む。)のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
- (2) 立入検査を実施する市の職員は、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」(以下「命令」という。)第6条に規定する身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。  
なお、身分証明書の様式は、命令別記様式第5によるものとする。

### 第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

- (1) 市は、地域防災計画(原子力災害対策編)の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する広報・防災意識の啓発、事故時の連絡体制、防護対策(避難計画の策定を含む。)、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と緊密な連携を図り、実施するものとする。
- (2) 市は、緊急時モニタリングの対応等については、県からの協力要請があった場合、県と連携し、必要に応じて、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と連携を図り、実施するものとする。

## 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 国は、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置することとされており、同協議会において、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容等についての検討及び具体化を通じて、県や市が作成する地域防災計画・避難計画等に係る具体化・充実に係る支援を行うこととされている。  
市は、島根地域原子力防災協議会において行われる、避難計画を含む島根地域の緊急時における対応（以下「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認に協力する。
- (2) 市は、国、県等と協力し、島根地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて島根地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図るものとする。
- (3) 市は、平時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (4) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- (5) 市は、避難所等の確保、資機材の備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

## 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、中国電力㈱、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

### 1. 情報の収集・連絡体制の整備

#### (1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、中国電力㈱、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の確保を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県、中国電力㈱、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。  
・中国電力㈱からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

- ・防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

## （2）機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

## （3）情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

## （4）非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

## （5）移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業（指導）無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、消防無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

## （6）関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

## 2. 情報の分析整理

### （1）人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析・整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

### （2）原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

### （3）防災対策上必要とされる資料

市は、国、県、中国電力㈱及び関係機関と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような発電所に関する資料、社会環境に関する資料、防護措置の判断に関する資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

また、市はこれらの資料のうち社会環境に関する資料等を市役所等に適切に備え付けるものとする。

＜オフサイトセンターに整備を行うべき資料の例＞

- ① 発電所に関する資料
  - ア 原子力事業者防災業務計画
  - イ 発電所の施設の配置図
- ② 社会環境に関する資料
  - ア 種々の縮尺の周辺地図
  - イ 周辺地域の人口、世帯数（発電所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）、安定ヨウ素剤の事前配布状況
  - ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港、港湾（漁港含む）等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ、ふ頭の水深等の情報を含む。）
  - エ 地域で定められている一時集結所の施設に関する情報
  - オ 周辺地域の防災上特に配慮すべき施設（保育所（園）、幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障がい福祉施設、刑務所等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）
  - カ 原子力災害医療に関する資料（原子力災害拠点病院及び原子力災害医療機関に関する事項）
  - キ オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
  - ク 放射線防護対策工事の実施施設
- ③ 防護措置の判断に関する資料
  - ア 周辺地域の気象資料（周辺測定点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
  - イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定候補地点図及び環境試料採取候補地点図
  - ウ 線量推定計算に関する資料
  - エ 平常時環境放射線モニタリング資料
  - オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
  - カ 農林水産物の生産及び出荷状況
- ④ 防護資機材等に関する資料
  - ア 防護資機材の備蓄・配備状況
  - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
- ⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
  - ア 中国電力株を含む防災業務関係機関の緊急時の対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
  - イ 中国電力株との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
  - ウ 関係機関の連絡体制表
- ⑥ 避難に関する資料
  - ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難経由所、避難先その他留意点を記載した住民配布のもの）
  - イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

### 3. 通信手段・経路の多様化等

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下に掲げる事項のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟に努めるものとする。

また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

#### (1) 無線通信機器の整備

市は、IP無線機及び同報系防災行政無線の適切な維持管理に努めるものとする。

なお、この場合、同報系防災行政無線にあっては、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。

#### (2) 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

#### (3) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

#### (4) 災害時優先電話等の活用

市は、NTT西日本株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

#### (5) 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、可能な限り通信輻輳の防止に努めるとともに、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じたときには、総務省と調整を実施するものとする。

#### (6) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備(補充用燃料を含む。)し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

#### (7) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

#### (8) 幹部職員等への携帯電話配備

市は、緊急時に速やかな連絡がとれるよう幹部職員、防災担当職員に携帯電話を配備するよう努めるものとする。

## 第7節 緊急事態応急体制等の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

なお、各機関等が実施することが想定される措置等については、別添4のとおりとする。

### 1. 警戒体制及び災害対策本部体制等の整備

#### (1) 警戒体制

市は、県が管理するモニタリングポスト（固定局）で県環境放射線情報システム管理運営要領（以下「運営要領」という。）及び関連要項に定める線量率異常（ $0.22\mu\text{Gy/h}$ 以上）が確認された場合（機器の故障、自然現象等による場合を除く。）、発電所から安全協定第10条の異常時における連絡があった場合、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は警戒事態発生との連絡を受けた場合は、関係部局が情報の共有及び市のとるべき措置等について協議するため、防災部長を長とする原子力事故対策会議を速やかに設置し、運営できるような体制（警戒体制）をあらかじめ整備するものとする。

#### (2) 災害対策本部体制

市は、施設敷地緊急事態発生の通報や全面緊急事態発生の通報が発電所の原子力防災管理者からあった場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

さらに、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

### 2. 警戒体制又は災害対策本部体制をとるために必要なマニュアル等の整備

市は、警戒体制又は災害対策本部体制をとる必要があると判断される場合に、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしたうえで職員に周知しておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

また、事故対策のための警戒体制又は災害体制をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

### 3. オフサイトセンターにおける災害体制への支援及び参加体制の整備

#### (1) オフサイトセンターの立ち上げ

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は警戒事態の発生との連絡を受けた場合もしくは施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国、県等と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

## (2) 現地事故対策連絡会議への職員派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

## (3) 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

市は、原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターに設置された原子力災害合同対策協議会に参画するものとする。同協議会は、国の原子力災害現地対策本部、県、市等のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び発電所の代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員、その派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとに、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、市、関係機関、中国電力㈱等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

## 4. 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備えた、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

## 5. 防災関係機関相互の連携体制

(1) 市は、平時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、発電所、その他の関係機関と相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

(2) 市は、屋内退避又は避難のための立退き等の指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

## 6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

## 7. 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、国、県の協力のもと、民間事業者や市町村間の協力協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

市は、発電所との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

## 8. オフサイトセンター

(1) 市は、原災法第12条の規定により、オフサイトセンターの指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。

(2) 市は、国及び県とともにオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

## 9. 緊急時モニタリング体制等への協力

市は、県からの協力要請があった場合、県が設置する島根県モニタリング本部が実施する平時モニタリングの強化及び国の統括のもと設置される緊急時モニタリングセンターが実施する緊急時モニタリングに協力するものとする。

## 10. 専門家の派遣要請手続き

市は、発電所より施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合に備え、必要に応じて国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

## 11. 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

## 12. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、県、指定公共機関及び中国電力(株)と連携を図るものとする。

## 第8節 避難受入活動体制の整備

### 1. 避難計画の作成

市は、国、県、避難先自治体及び関係機関の協力のもと、避難計画を作成するものとする。

なお、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力災害対策重点区域の外とする。よって本市における避難は市外への広域避難とし、国及び県が中心となって市町村の間の調整を図るものとし、避難計画については、県及び関係市と、それぞれの整合性をとるものとする。

また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

#### 【予防的防護措置を準備する区域（PAZ）】

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者の避難、全面緊急事態に至ったことによる原子力緊急事態宣言発出時にはPAZ内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。

#### 【緊急防護措置を準備する区域（UPZ）】

PAZの住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、原子力災害対策指針に基づき、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を行うこととし、避難計画を策定するものとする。

### 2. 避難所等の整備等

#### (1) 避難所等の選定

市は、広域避難にあたっての地区内のバス等で避難する場合の集合場所（一時集結所）等をあらかじめ選定するとともに、県、避難先自治体と調整の上、広域避難にあたっての避難先自治体の目的地となる避難経路所及び避難所を、公民館、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難先自治体の同意を得てあらかじめ選定し、住民への周知徹底を図るものとする。一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、広域福祉避難所を選定するよう努めるものとする。避難所等の選定にあたっては、要配慮者に十分配慮するものとする。

また、市は国、県、避難先自治体の協力のもと、広域避難に係る協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難所等として選定された建物については、必要に応じ、国、県、避難先自治体と連携し、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

#### (2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、国、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、市は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

#### (3) 屋内退避体制の整備

市は、県等と連携し、市内の屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的な屋内退避体制の整備に努めるものとする。

また、市は、要配慮者等が一時退避する施設として、県において行われる放射線防護対策施設の整備について、協力するものとする。

#### (4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、避難先自治体等との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(5) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平時から、国、県、避難先自治体と連携し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(6) 物資の備蓄に係る整備

市は、国、県、避難先自治体と連携し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や、マスク、消毒液などの感染防止対策物資等の備蓄に努めるとともに、避難所等として選定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

### 3. 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 市は、県の協力のもと、要配慮者等への対応を強化するため、要配慮者等に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するとともに、避難誘導にあたっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、避難誘導・安否確認等を行うための体制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

(2) 市は、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(3) 市は、名簿情報提供の同意を得た避難行動要支援者の名簿情報は、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織及び要配慮者支援組織、その他市長が特別に認める者）へ提供するものとする。なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者の同意がない場合であっても、避難支援等関係者やその他の者に対し避難行動要支援者名簿を提供することができる。

(4) 市は、個々の避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類といった個別の事情に応じて必要な支援を受けることができるよう、名簿情報の提供について同意を得た避難行動要支援者に対して、個別避難計画の作成について同意を得たうえで、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画は避難行動要支援者の状況の変化に合わせて必要に応じて更新するよう努めるものとする。

(5) 市は、個別避難計画を避難支援等関係者に提供することについて、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得たときは、あらかじめ個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供するものとする。なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

- (6) 市は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報等の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。
- (7) 市は、県の協力のもと、避難行動要支援者に含まれない要配慮者に関する情報の共有に努めるとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。
- (8) 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難の際における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- (9) 介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

#### 4. 学校等施設における避難計画の整備

学校、幼稚園、保育所（園）等施設（以下「学校等」という。）の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難マニュアルを作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

#### 5. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

駅、ショッピングセンター、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、市、県と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

#### 6. 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立退き等の指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、県、避難先自治体と連携し、避難先自治体に開設した避難所以外に避難した住民を把握する仕組みの構築に努めるものとする。

#### 7. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は県、避難先自治体と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の県及び市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

## 8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、警戒区域を設定する場合に備え、国、県と連携して警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

## 9. 避難所等・避難方法等の周知

市は、避難や避難退域時検査等の場所、避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合や、その他やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を国、県、市、防災業務関係者及び住民等が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び中国電力㈱の協力のもと、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、住民等に対し、具体的な避難指示等の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

## 第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

### 1. 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

市は国、県及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

### 2. 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保

市は県と協力し、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

## 第10節 緊急輸送活動体制の整備

### 1. 専門家の移送体制の整備

市は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等からの緊急時モニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

### 2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭においた整備に努めるものとする。また、市の道路管理者は、県及び県警察本部と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

## 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

### 1. 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

### 2. 救助・救急機能の強化

市は国、県及び中国電力㈱と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

### 3. 原子力災害医療体制の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、避難退域時検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

### 4. 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を参考に、国、県、医療機関等と連携して、P A Z内及びP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくとともに、県に協力し安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日ごろから周知徹底に努めるものとする。

### 5. 消火活動体制の整備

市は、平時から県、中国電力㈱等と連携を図り、発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

### 6. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 国は、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の放射線防護に係る基準をあらかじめ定めておくものとされている。
- (2) 市は、上記の基準を適用する、又は同基準を参考として、当該防災業務関係者の放射線防護に係る指標をあらかじめ定めておくものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は、上記の基準を参考として、要請した組織と協議して同指標を定めることができるものとする。
- (3) 市は、国及び県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (4) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平時から、国、県及び中国電力㈱と相互に密接に情報交換を行うものとする。

## 7. 物資の備蓄、供給活動体制の整備

- (1) 市は、国、県及び中国電力㈱と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ市内の備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄と分散備蓄を組み合わせる等の観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設定するなど、体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、国及び県と連携の上、物資拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

## 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、国及び県と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや対象等に応じた具体的な内容を整理しておくものとする。また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- (2) 市は、国及び県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む。）、広報車両等の施設、設備の整備を図るものとする。
- (3) 市は、国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者等に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (5) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティー放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、屋内告知端末、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。
- (6) 市は、子どもや高齢者では効果的な周知方法が異なることから、世代ごとにわかりやすく情報が伝わるよう、それぞれのニーズに応じた手段を用いて情報発信に努めるものとする。

### 第13節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退き等の指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

### 第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発等

(1) 市は、国、県及び中国電力㈱と協力し、住民等に対して、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報を行うものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 発電所の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に、市、国、県等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ 屋内退避に関すること
- ⑦ 避難計画に関すること
- ⑧ 要配慮者への支援に関すること
- ⑨ 緊急時にとるべき行動
- ⑩ 避難所での運営管理、行動等に関すること
- ⑪ その他必要な事項

(2) 市は教育機関、民間団体等との緊密な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(3) 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点や様々な避難者のニーズに十分に配慮するよう努めるものとする。に加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

(4) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、避難先自治体に開設した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

(5) 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(6) 市は、住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及及び啓発を図るため、地域の実情に

応じ可能な限り、その具体的内容を、防災無線、屋内告知端末、広報紙、テレビ、ラジオ、パンフレット等の広報媒体を利用し、防災知識の普及を図るものとする。

## 第 15 節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者等に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

また、国、県及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者等に対する研修を必要に応じ実施するものとする。

さらに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性などの、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 発電所の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリング実施方法及び機器に関すること
- ⑥ 避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングに関すること
- ⑦ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑧ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
- ⑨ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑩ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑪ その他緊急時の対応に関すること

## 第 16 節 防災訓練等の実施

### 1. 訓練計画の策定

(1) 市は、国、県、中国電力㈱等の関係機関の協力のもと、次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を、県と共同又は独自に行うものとする。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 原子力災害医療訓練
- ⑥ 住民等に対する情報伝達訓練
- ⑦ 住民等の避難措置等訓練
- ⑧ 消防活動訓練・人命救助活動訓練

(2) 市は、原災法第 13 条に基づき国が行う総合的な防災訓練に当市が含まれる場合には、住民避難及び住民等に対する情報提供などの市が行うべき防災対策の内容の検討や、複合災害や重大事故等、原子力緊急事態の内容を具体的に想定した詳細な訓練シナリオの作成などについて、国が定める訓練の実施計画との調整を図るものとする。

## 2. 訓練の実施

### (1) 要素別訓練等の実施

市は、地域防災計画に基づき、国、県、中国電力㈱等の関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施するものとする。

### (2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原災法第13条に基づき国が行う総合的な防災訓練の実施計画に基づき、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、中国電力㈱等の関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

## 3. 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等、原子力緊急事態の内容を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や、図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めるとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は、島根地域原子力防災協議会にて共有された、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等、明らかになった課題に関して、必要に応じて市の緊急時対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

## 第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国は、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るものとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

(1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、中国電力㈱等と相互に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。

(2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、中国電力㈱等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。

- (3) 事故の通報を受けた最寄りの海上保安官署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安部職員の安全確保を図りつつ、中国電力(株)等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。
- (4) 核燃料物質等の運搬中の事故により市民に影響が及ぶと想定される場合、市は、県と事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

## 第 18 節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

## 第3章

---

### 異常時等の対策



## 第3章 異常時等の対策

### 第1節 基本方針

本章は、県が管理するモニタリングポスト（固定局）で運営要領及び関連要項に定める線量率異常（ $0.22 \mu\text{Gy/h}$ 以上）が確認された場合、発電所から安全協定第10条の異常時における連絡があった場合、情報収集事態又は警戒事態が発生した場合における災害への拡大の未然防止のための対策を示したものである。

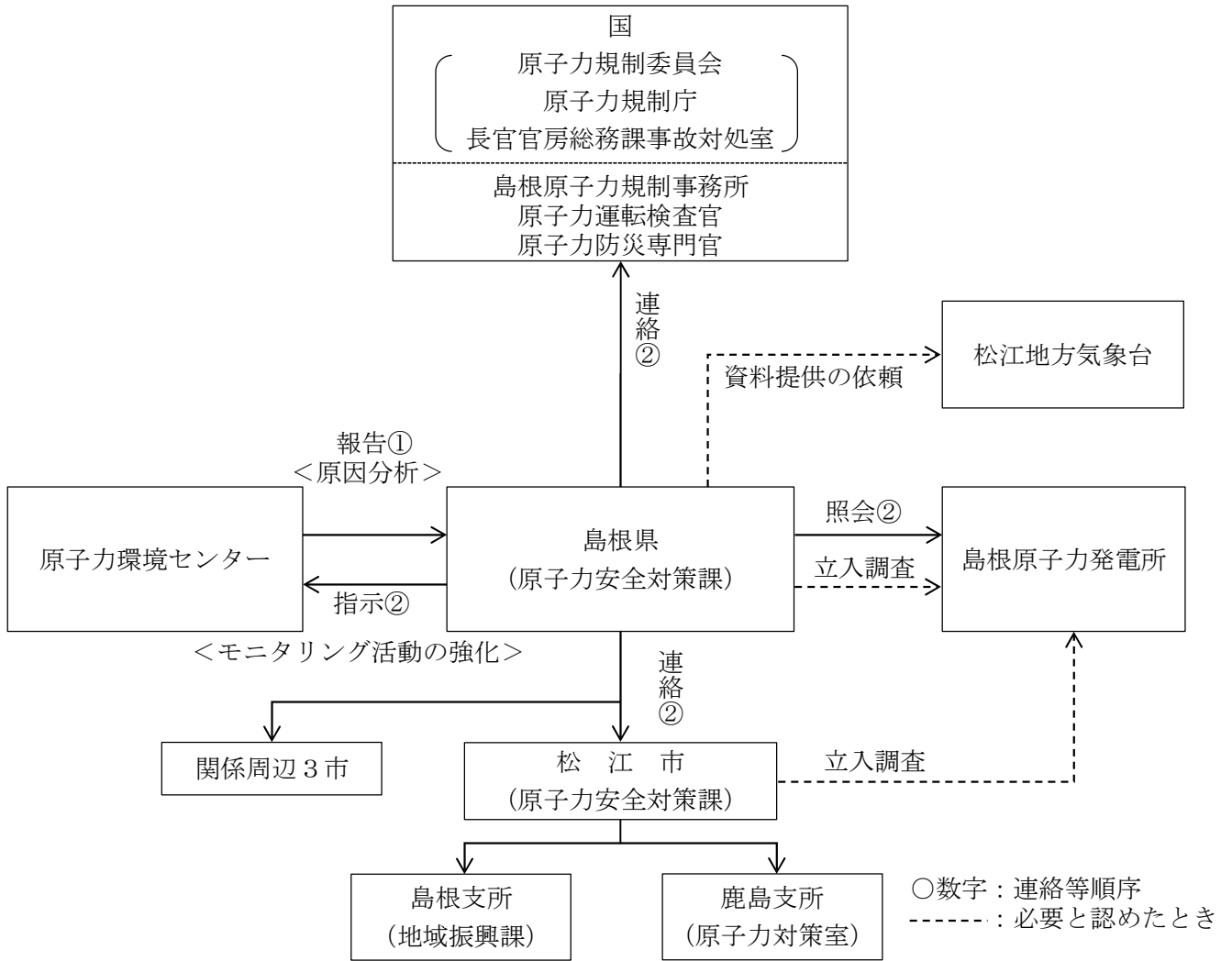
### 第2節 環境放射線異常時の対策

県は、モニタリングポスト（固定局）で運営要領及び関連要項に定める線量率異常が確認されたときは、調査を行い、その原因が機器の故障又は自然現象でないと判断される場合には、核爆発実験等の情報収集、モニタリング活動の強化、発電所内の放射線異常の有無の調査、その他必要な調査等の対応をとるとともに市をはじめ、国（原子力防災専門官及び原子力規制委員会）及び出雲市、安来市、雲南市（以下「関係周辺3市」という。）へこの旨を連絡することとされている。（図3-2-1）

この場合の市の対応は、以下のとおりとする。

- (1) 市は、モニタリングポスト（固定局）で線量率異常が確認された旨の連絡を受けた場合、直ちに鹿島支所、島根支所及び関係課に情報を伝達し、情報の共有を図る。
- (2) 市は、必要と認めたときは、県と連携を図りながら安全協定第11条による立入調査を行う。

図 3-2-1 環境放射線異常時連絡系統図



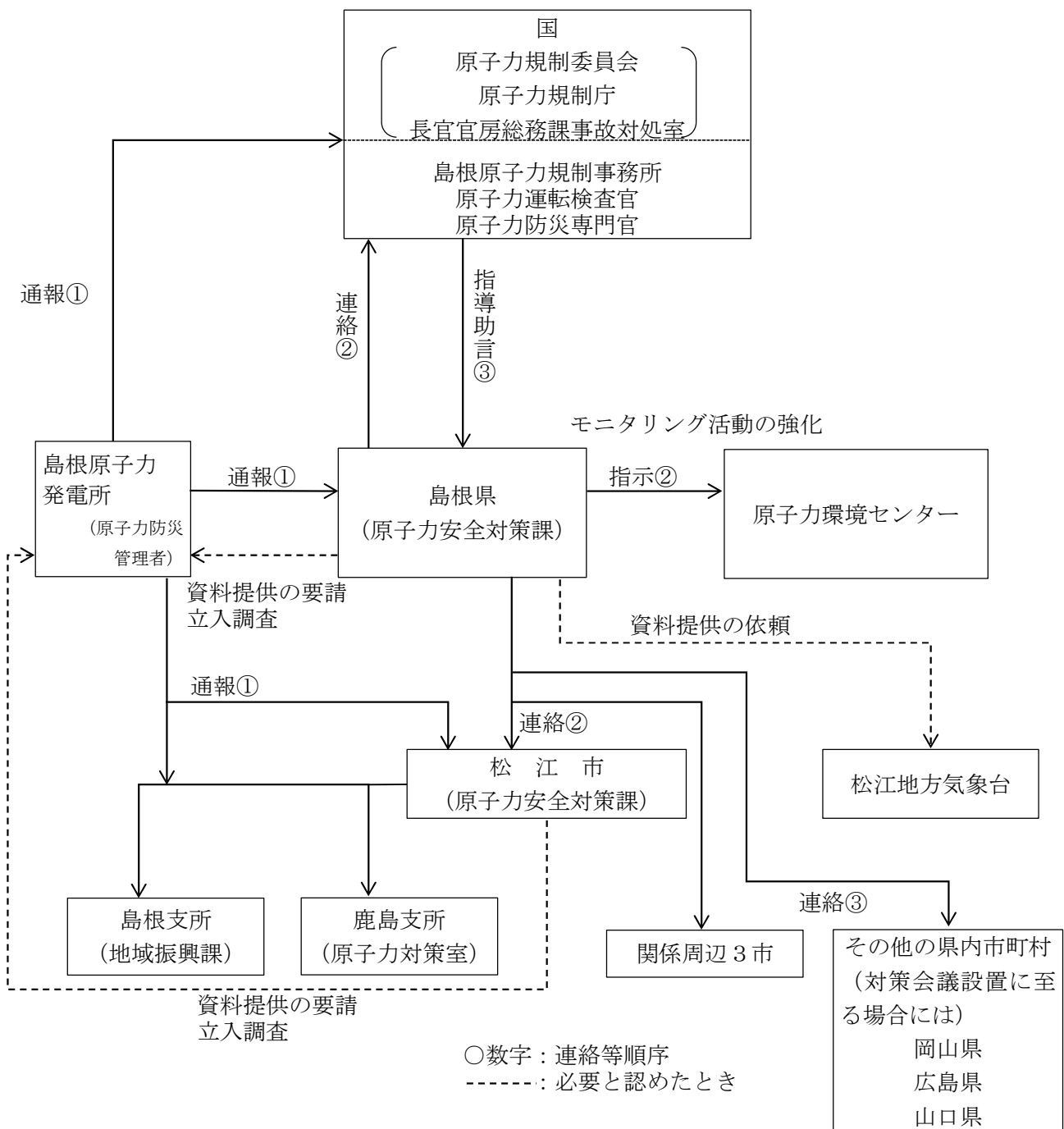
### 第3節 発電所異常時の対策

発電所は、安全協定第10条に定める事象が発生した場合、直ちに市（原子力安全対策課、鹿島支所、島根支所）をはじめ、国（原子力防災専門官及び原子力規制委員会）、県、関係周辺3市へ連絡することとされている。（図3-3-1）

この場合の市の対応は、以下のとおりとする。

- (1) 市は、鹿島支所及び島根支所に対し連絡及び確認を行うとともに、関係課に情報を伝達し、情報の共有を図るとともに、県と緊密な連携を保ちながら対策を講ずる。
- (2) 市は、必要と認めたときは、県と連携を図りながら安全協定第11条による立入調査を行う。

図3-3-1 発電所異常時連絡系統図



## 第4節 情報収集事態及び警戒事態発生時の対策

### (1) 情報収集事態が発生した場合

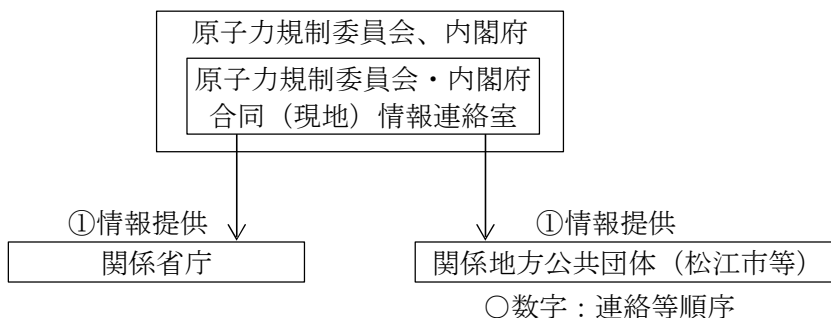
原子力規制委員会及び内閣府は、情報収集事態を認知した場合には、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室を設置し、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び市をはじめ、県、関係周辺3市、鳥取県、境港市、米子市（以下「関係地方公共団体」という。）に対して情報提供を行うものとされている。

また、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。（図3-4-1）

この場合の市の対応は、以下のとおりとする。

- ① 市は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、地震などの自然災害発生の際にとる対応に準じた対応をとるものとする。
- ② 市は、必要と認めたときは、県と連携を図りながら安全協定第11条による立入調査を行う。

図3-4-1 情報収集事態発生情報等連絡系統図



### (2) 警戒事態が発生した場合

原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は中国電力(株)等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置し、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対し情報提供を行うものとされている。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請することとされている。さらに、PAZを含む県及び市に対し、原子力事業所の被害状況に応じて、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を通じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート、避難先、移動手段の確保等）を行うよう、UPZ外の地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート、避難先、移動手段の確保等）に協力するよう、要請することとされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。（図3-4-2）

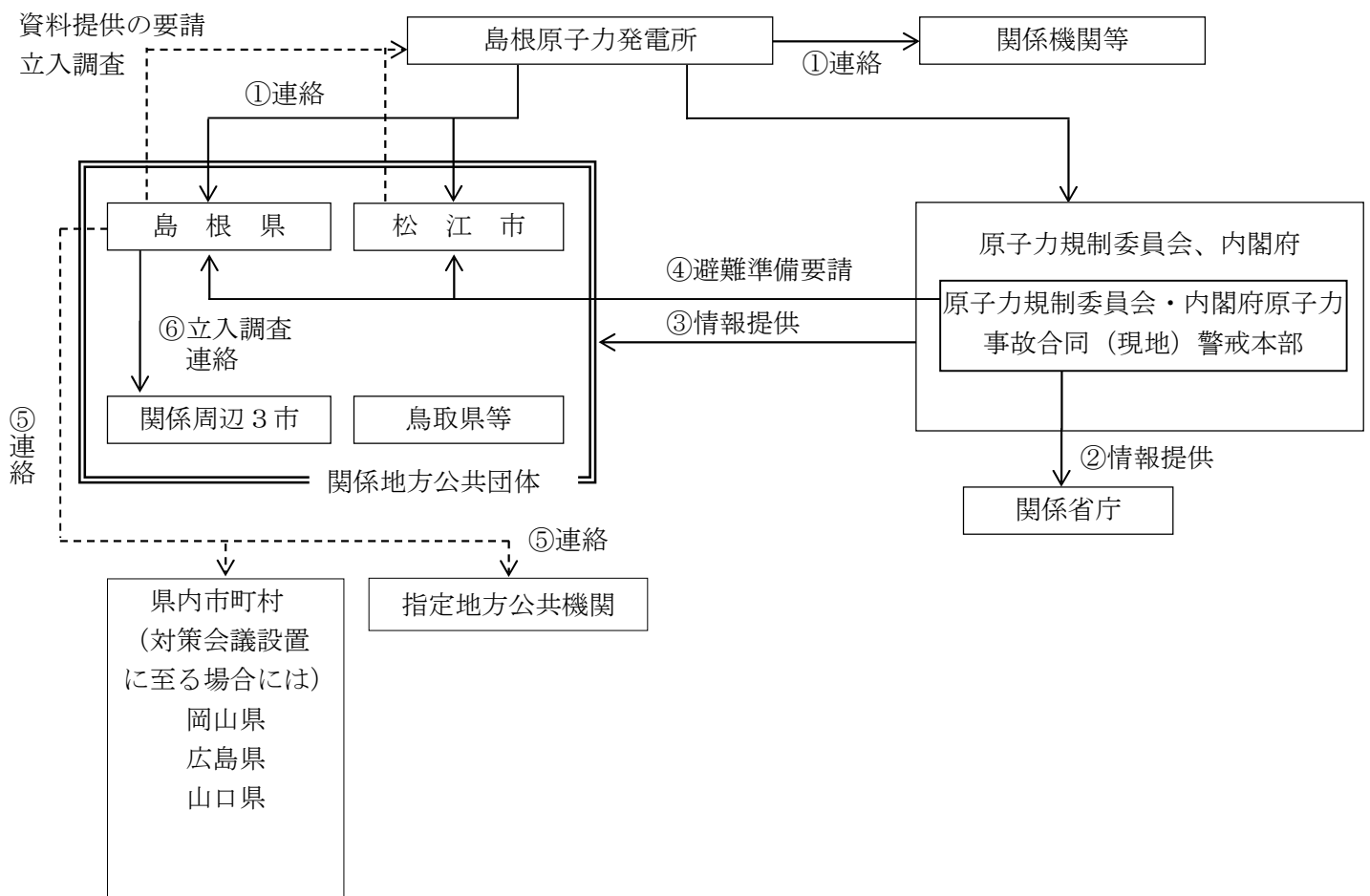
原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、PAZを含む県及び市との間にお

いて、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとされている。

この場合の市の対応は、以下のとおりとする。

- ① 市は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、直ちに鹿島支所、島根支所及び関係課に情報を伝達し、情報の共有を図るとともに、県と緊密な連携を保ちながら対策を講ずる（地震などの自然災害発生の場合は、自然災害発生の際にとる対応に準じた対応とする）。
- ② 市は、必要と認めたときは、県と連携を図りながら安全協定第11条による立入調査を行う。

図 3-4-2 警戒事態発生情報等連絡系統図



## 第5節 原子力事故対策会議

原子力事故対策会議は、本章第2節、第3節及び第4節に定める事態が発生した場合、県対策会議が設置された場合などにおいて、防災部長が必要と判断したとき、関係課が情報の伝達及び市のとるべき措置等について協議するため設置するものとする。

原子力事故対策会議設置段階の災害体制は警戒体制とし、動員計画は、別に掲げる「原子力災害対策動員計画表」による。

なお、情報収集事態及び警戒事態のうち地震などの自然災害によるもの場合は、松江市地域防災計画（震災対策編）第3章第1節に定める「応急活動体制の基準」による体制を設置する。

### 1. 会議の開催

防災部長は、必要に応じて原子力事故対策会議を開催するものとする。

### 2. 会議の構成

- (1) 原子力事故対策会議は、防災部長、原子力安全対策課長、防災危機管理課長、各部局主管課長、広報課長、健康推進課長、各支所地域振興課長をもって構成する。
- (2) なお、必要に応じて他の関係部課長の出席を求めるものとする。
- (3) 鹿島支所長及び島根支所長は、原子力事故対策会議設置の連絡を受けた時は、速やかに支所原子力事故対策会議を設置し、本庁との連携の下必要に応じ会議を開催する。
- (4) 防災部長は、島根原子力発電所2号炉に係る原子力事故対策会議を設置した時は、地区原子力事故対策会議の設置を、生馬地区、古江地区の公民館等に要請するとともに職員を派遣し、両地区においては、速やかに地区災害対策本部に準じて地区原子力事故対策会議を設置し、本庁との連携の下必要に応じ会議を開催する。

### 3. 会議構成課の所掌事務

- (1) 原子力事故対策会議の各構成員の課において、必要に応じて表3-5-1に示す所掌事務を行う。  
※「ガス局」は令和8年4月1日に民間譲渡されるため、それ以降は削除

表 3-5-1 原子力事故対策会議

構成員	所掌事務
(共通)	①原子力事故対策会議等に関すること ②住民の避難の準備に関すること
防災部長	原子力事故対策会議の総括に関すること
原子力安全対策課長	原子力事故対策会議の運営、関係機関との連絡調整、災害対策本部の設置準備等
防災危機管理課長	
政策企画課長	原子力広報等
総務課長	庁内調整等
財政課長	災害対策車両の確保及び配車、災害対策経費の予算措置
商工企画課長	大規模小売店舗、商店街等滞在者、漁業船舶及びレジャー船舶等への緊急時広報
観光振興課長	観光客等への緊急時広報
文化振興課長	都市整備部が行う市道の通行規制、避難道路等の工事情報の把握、交通規制に係る市民への指導に関する支援
市民生活相談課長	市民に対する緊急時広報、市民の被災状況の把握、市民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応
健康福祉総務課長	障がい者等の被災状況の把握・防護対策、老人福祉施設等の被災状況の把握・防護対策
こども政策課長	幼児等の被災状況の把握・防護対策
環境エネルギー課長	島根県モニタリング本部等との連絡調整等、モニタリング要員の派遣
都市政策課長	宅地の被災状況の把握、公共交通の被災状況の把握
建設総務課長	市道の通行規制、避難道路等の工事情報の把握、交通規制に係る市民への指導
出納室長	災害対策経費の収支
議会事務局総務課長	市議会議員への情報提供、各部の支援
教育総務課長	教育関係機関との連絡調整等
上下水道局総務課長	飲料水の使用規制、給水対策
ガス局総務課長	市ガス施設の防災管理
交通局総務課長	住民避難用車両の確保
市立病院総務課長	緊急時医療措置、原子力災害医療への協力
消防総務課長	災害消防救急活動の準備等
広報課長	報道機関との連絡調整等
健康推進課長	緊急時医療対策、安定ヨウ素剤の配布、投与
各支所地域振興課長	区域内の住民広報

- (2) 支所原子力事故対策会議の構成課の所掌事務は、本庁所管課との連携の下、表 3-5-2 に示す所掌事務を標準として行う。

表 3-5-2 支所原子力事故対策会議

構成員	所掌事務
(共通)	①支所原子力事故対策会議等に関すること ②住民の避難の準備に関すること
支所長	支所原子力事故対策会議の総括に関すること
地域振興課長	支所原子力事故対策会議の運営、本庁との連絡調整、支所災害対策本部の設置準備、防災行政無線等による住民広報等
市民生活課長	住民広報、住民避難の準備、原子力災害医療等

- (3) 地区原子力事故対策会議は、原子力事故対策会議との連携の下、地区災害対策本部の設置準備、住民広報、住民避難の準備等を行う。

## 第6節 島根県モニタリング本部等への協力

県は、警戒事態等が発生した場合であって、その事態が施設敷地緊急事態に進展する可能性があると判断した場合には、モニタリング活動を統一かつ効果的に実施し、周辺への影響の把握を行うため、モニタリング本部を設置することとしている。

市は、県に島根県モニタリング本部が設置され、市に対して協力要請があった場合は、これに応じるものとする。

## 第7節 連絡員の派遣

市は、県から連絡員の派遣要請があった場合は、必要に応じて、これに応じるものとする。

また、連絡員を派遣する場合は、県に対し連絡員の職氏名、緊急連絡先、到着予定時間等を報告するよう努めるものとする。

## 第 4 章

---

### ■ 緊急事態応急対策



## 第4章 緊急事態応急対策

### 第1節 基本方針

本章は、施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

なお、具体的な判断基準等については、別添2のとおりとする。

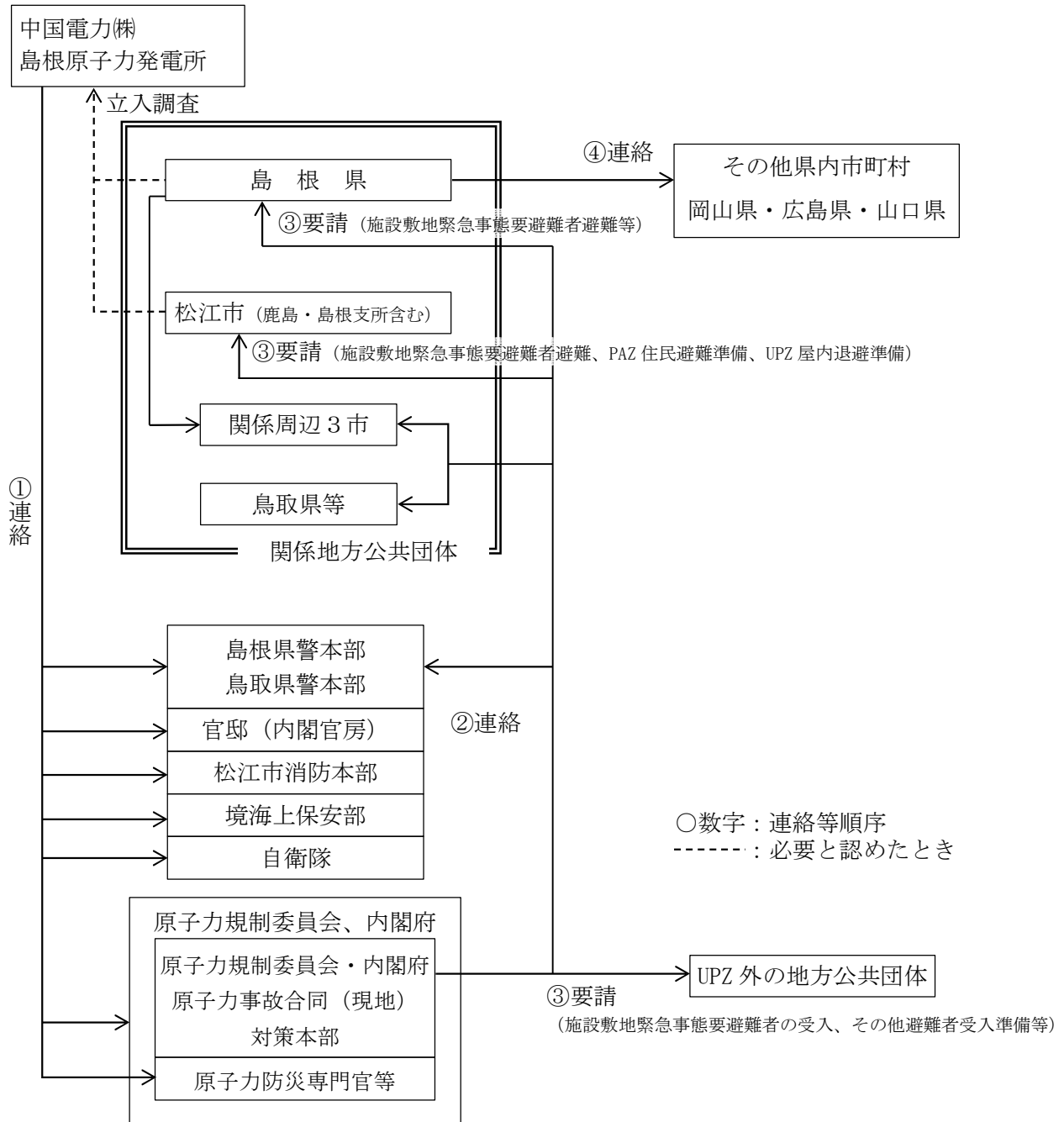
### 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

#### 1. 施設敷地緊急事態等発生情報の連絡

(1) 発電所から施設敷地緊急事態発生通報があった場合（図4-2-1）

- ① 発電所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の発生後又は発生の通報を受けた場合には、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、松江市消防本部、境海上保安部、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送付することとされている。さらに、送信後、主要な機関等に関してはその着信を確認することとされている。なお、県及び市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- ② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について市をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、県、県警察本部等に連絡することとされている。また、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部を設置するものとし、また、関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとされている。
- ③ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、PAZを含む県及び市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難者数の確認、避難ルート、避難先、移動手段の確保等）を行うよう、UPZを含む関係地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート、避難先、移動手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。
- ④ 市は、発電所及び国から通報・連絡を受けた事項について、鹿島支所、島根支所、生馬地区、古江地区及び関係部局に情報伝達し、情報の共有を図る。
- ⑤ 県は、発電所及び国から通報・連絡を受けた事項について、市をはじめ関係自治体及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- ⑥ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡する。また原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、市をはじめ国、県、その他関係地方公共団体に連絡することとされている。
- ⑦ 市は、必要と認めるときは、県と連携を図りながら立入調査を行う。

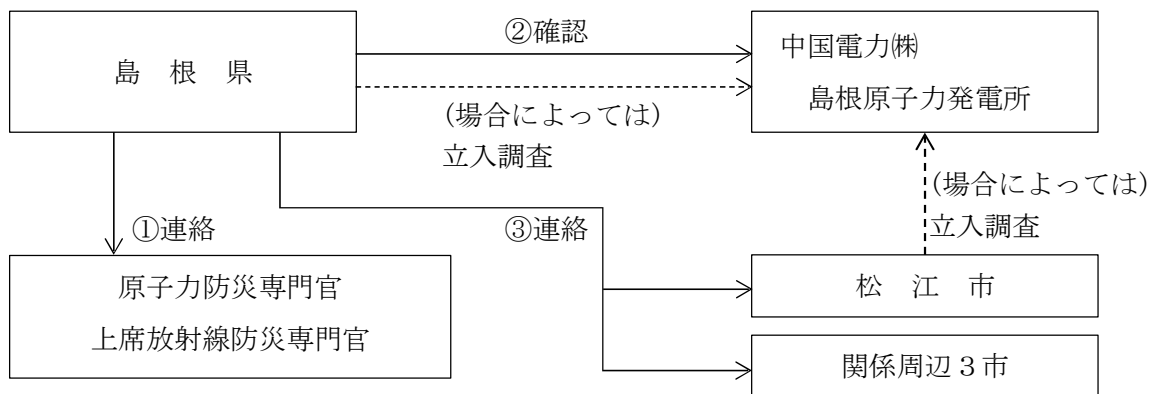
図 4-2-1 発電所からの施設敷地緊急事態発生通報系統図



(2) 県が管理するモニタリングポスト（固定局）で施設敷地緊急事態発生通報を行うべき数値の検出を発見した場合（図4-2-2）

- ① 県は、発電所から通報がない状態において県が設置しているモニタリングポスト（固定局）により、施設敷地緊急事態発生通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、発電所に確認を行うものとする。
- ② 市は、モニタリングポスト（固定局）で施設敷地緊急事態発生通報を行うべき数値の検出を発見した旨の連絡を受けた場合、直ちに鹿島支所、島根支所及び関係部局に情報を伝達し、情報の共有を図る。
- ③ 市は、必要と認めるときは、県と連携を図りながら立入調査を行う。

図4-2-2 県モニタリングポスト（固定局）で施設敷地緊急事態発生通報を行うべき数値の検出を発見時の連絡系統図



※県による確認後、発電所において施設敷地緊急事態発生が確認された後の連絡については、前頁の「図4-2-1 発電所からの施設敷地緊急事態発生通報系統図」による。

(3) 発電所から全面緊急事態発生通報があった場合

- ① 発電所の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生通報を受けた場合、直ちに市をはじめ、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、松江市消防本部、境海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- ② 原子力規制委員会は、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態が発生していると認める場合、その旨を直ちに内閣総理大臣に上申することとされている。
- ③ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、官邸（内閣官房）に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとされている。その際併せて、緊急時モニタリング結果、避難手段等の住民避難に関する情報を提供することとされている。
- ④ 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、PAZを含む市及び県に対しては、PAZの避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うと

ともに、UPZを含む関係地方公共団体に対しては、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保等）を行うこと、UPZ外を含む地方公共団体に対しては、PAZ内から避難してきた住民等の受入れや、UPZ内で行う防護措置の準備への協力を要請することとされている。

- ⑤ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、関係地方公共団体が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、指示内容の判断のため、施設敷地緊急事態の段階から、次の事項について関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行う。
- ・ PAZ内の避難者の数及び避難の方針
  - ・ UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
  - ・ 避難ルート、避難先の概要
  - ・ 移動手段の確保見込み
  - ・ その他必要な事項
- ⑥ 全面緊急事態となった場合、国の原子力災害対策本部は、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

## 2. 応急対策活動情報の連絡

### (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 発電所は、市をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、県、県警察本部、松江市消防本部、境海上保安部、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- ② 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、関係地方公共団体が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、要請内容の判断のため、警戒事態の段階から、次の事項について、関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行う。
- ・ 施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
  - ・ 避難ルート、避難先の概要
  - ・ 避難手段の確保見込み
  - ・ その他必要な事項
- ③ 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、現地事故対策連絡会議等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。
- ④ 市は、国（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、発電所から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ⑤ 市は、指定地方公共機関との間において、発電所及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- ⑥ 市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- ⑦ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。
- なお、現地事故対策連絡会議が機能した後は、原則として同連絡会議を通じて関係機関相互の連絡をとるものとする。

## (2) 原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 市は、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班に職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、市が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- ② 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。
- ③ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等との間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

## 3. 一般回線が使用できない場合の対処

市は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

## 4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に該当する事象が発生した場合、国は、緊急時モニタリングセンター（EMC）を立ち上げることとされており、県は、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力するとともに、モニタリング本部を設置していた場合、緊急時モニタリングセンターへモニタリング本部機能を移管することとしている。

市は、緊急時モニタリングの対応等について県から協力要請があった場合、これに応じるものとする。

### 第3節 松江市災害対策本部の設置及び災害体制等

市長は、以下に示す設置の基準に基づき、松江市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）を設置する。

支所長は、島根原子力発電所2号炉に係る市災害対策本部の設置連絡を受けたときは、速やかに支所災害対策本部を設置する。

市長は、島根原子力発電所2号炉に係る市災害対策本部を設置したときは、速やかに地区災害対策本部（本庁管内(旧市)）の設置を公民館等に要請する。

なお、島根原子力発電所1号炉に係る市災害対策本部を設置したときは、鹿島支所長及び島根支所長は、速やかに支所災害対策本部を設置するとともに、市長は、速やかに生馬地区及び古江地区の公民館等に地区災害対策本部の設置を要請する。

#### 1. 市災害対策本部の設置

##### (1) 設置の基準

次の各号のいずれかに該当するとき、市長は市災害対策本部を設置する。

- ① 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生の通報が発電所の原子力防災管理者からあったとき
- ② 県が管理するモニタリングポスト（固定局）において施設敷地緊急事態発生通報基準以上の数値が検出されたとき
- ③ そのほか、発電所において発生した事故の状況から市災害対策本部の設置を要すると市長が判断したとき

##### (2) 設置場所

市災害対策本部は、市役所本庁舎4階防災センターに設置する。

##### (3) 市災害対策本部の設置等の連絡

- ① 市災害対策本部を設置したときは、その旨を支所、関係部局、国（原子力規制委員会等）、松江警察署、日本赤十字社島根県支部、報道機関等その他必要な関係機関に連絡する。
- ② 市災害対策本部を設置したときは、市本部の標識を市役所正面玄関前及び本部室前に掲示するものとする。
- ③ 市災害対策本部を廃止したときは、上記①に準じて連絡するものとする。

##### (4) 市災害対策本部の組織

###### ① 市災害対策本部長

市災害対策本部の本部長は市長とし、副本部長は副市長をもって充てる。本部長は、市災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。本部長の代理順位は、次のとおりとする。

第1順位	副市長（原子力防災を所管する副市長）		
第2順位	副市長		
第3順位	防災部長	第4順位	政策部長
第5順位	総務部長	第6順位	財政部長

## 2. 市災害対策本部の体制等

- (1) 市災害対策本部設置段階の災害体制は、表 4-3-1 の基準による災害体制とする。なお、災害体制別の動員計画は、別に掲げる「原子力災害対策動員計画表」による。

表 4-3-1 原子力災害時の災害体制の基準

区 分	体 制	体 制 の 基 準
第 1 次災害体制	原子力災害関係部・課の所要人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合</li> <li>・施設敷地緊急事態発生の通報がなされない場合であっても、原子力防災上必要と認められるとき</li> </ul>
第 2 次災害体制	応急対策の内容により最大全職員とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力緊急事態宣言が発出された場合</li> <li>・原子力緊急事態宣言が発出されない場合であっても、原子力防災上必要と認められるとき</li> </ul>

- (2) 市災害対策本部の事務分掌

市災害対策本部の事務分掌は表 4-3-2 を基調とし、定めのない事項については、市地域防災計画（風水害対策編）の定めるところによる。

また、これらに定めのない事項についても、必要に応じて本部長が指示する。

※「ガス局」は令和 8 年 4 月 1 日に民間譲渡されるため、それ以降は削除

## 3. 現地災害対策本部

- (1) 市災害対策本部長は、広域避難の実施等、必要と認めるときは、支所・地区に現地災害対策本部を設置し、応援職員の派遣などの体制強化を行うものとする。
- (2) 現地災害対策本部が設置された場合、支所・地区災害対策本部の事務は現地災害対策本部に移行する。
- (3) 現地災害対策本部長は、災害対策本部員その他の職員のうちから、市災害対策本部長が指名する。
- (4) 現地災害対策本部長は、支所職員及び本庁からの応援職員を指揮し、現地災害対策本部の事務を行う。
- (5) 現地災害対策本部の組織は別に定める。

## 4. 市災害対策本部の廃止

市長は、原子力緊急事態解除宣言がなされた後、発電所の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなると認められるとき、市災害対策本部を廃止する。

支所・地区災害対策本部及び現地災害対策本部の廃止は、市災害対策本部長の指示による。

## 5. 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

表 4-3-2 災害対策本部の事務分掌

部	班 名	構成課(室)名	事 務 分 掌
共通			①市災害対策本部等に関すること ②住民の広域避難に関すること
防 災 部	事務局	原子力安全対策課 防災危機管理課	①災害・被害・気象情報の収集及び伝達に関すること ②被害の集計発表及び報告に関すること ③災害体制の指示及び伝達に関すること ④防災無線等の災害通信設備に関すること ⑤原子力事故対策会議及び災害対策本部の運営に関すること ⑥オフサイトセンター及び原子力災害合同対策協議会に関すること ⑦発電所への立入調査に関すること ⑧防護対策実施上の企画調整に関すること ⑨災害対策に係る総合調整に関すること ⑩防護資機材の確保に関すること
	政策班	政策企画課 地域政策課 市長公室 デジタル戦略課	①緊急時広報の総括に関すること ②被災状況の把握の総括に関すること ③自衛隊の派遣要請及び受入配備計画に関すること ④応援要請、派遣要請、受入準備に関すること ⑤コンピュータ施設及びネットワーク整備に関すること
政 策 部	渉外班	広報課 秘書課	①報道機関への緊急時広報に関すること ②報道機関との連絡調整に関すること ③報道内容の把握に関すること ④本部長及び副本部長の秘書に関すること ⑤災害見舞い視察者の接遇に関すること ⑥市民への広報・広聴活動に関すること ⑦災害記録誌等の製作に関すること
	総務班	総務課 選挙管理委員会事務局	①各部、各班との連絡調整に関すること ②本部長の命令及び指示の伝達に関すること ③関係機関との連絡調整に関すること ④情報の授受及び整理に関すること ⑤原子力事故対策会議及び災害対策本部の運営支援に関すること
総 務 部	人事班	人事課 組織戦略課	①職員の動員及び配備計画に関すること ②職員及び家族の被災状況の把握に関すること ③職員の災害派遣に関すること ④他の公共団体職員の派遣要請及び受入配備計画に関すること ⑤職員の給食に関すること ⑥職員の健康管理及びメンタルヘルスに関すること ⑦職員の被ばく管理に関すること ⑧職員の公務災害補償に関すること

財政部・出納部	財政班	財政課	①災害対策経費の予算措置に関する事
	管財班	資産経営課 新庁舎整備課 公共建築課 契約検査課 建設工事監理室	①災害対策用資機材の調達及び賃借に関する事 ②災害対策車両の確保及び配車に関する事 ③緊急通行車両の届出事務に関する事 ④庁内電話及び電気設備の確保に関する事 ⑤市有財産（普通財産）の緊急使用に関する事
	税務班	税務管理課 市民税課 固定資産税課	①災害に伴う税の減免に関する事 ②避難地区住民の輸送に関する事 ③食糧及び物資等の輸送に関する事 ④災害対策要員の輸送に関する事 ⑤各部、各班の支援に関する事
	出納班	出納室	①災害対策経費の収支に関する事 ②義援金の受領に関する事
産業経済部	商工班	商工企画課 新産業創造課 ものづくり産業支援センター 定住企業立地推進課 企業団地整備室	①大規模小売店舗、商店街等滞在者への緊急時広報に関する事 ②中小企業等の被災状況の把握に関する事 ③小売店舗の出荷制限に関する事 ④食料品、衣料等の生活関連物資の確保及び供給に関する事 ⑤緊急物資、生活関連物資の輸送手段の確保に関する事 ⑥被災中小企業等への風評被害対策に関する事 ⑦被災中小企業等への金融対策に関する事 ⑧商工会議所等との連絡調整に関する事
	農林水産班	農政課 （農業委員会事務局） （花卉生産振興センター） 農林基盤整備課 水産振興課	①漁業船舶及びレジャー船舶への緊急時広報に関する事 ②農林水産物、畜産物の被災状況の把握に関する事 ③農林水産物、畜産物の採取及び出荷の制限に関する事 ④生鮮食料品等の確保及び供給に関する事 ⑤生鮮食料品等の輸送手段の確保に関する事 ⑥農林水産物、畜産物の流通対策に関する事 ⑦農作物及び家畜の災害対策に関する事 ⑧農林水産物、畜産物の風評被害対策に関する事 ⑨被災農林水産、畜産業者等への金融対策に関する事 ⑩農協、漁協等との連絡調整に関する事
観光部	観光班	観光振興課 小泉八雲・セツのドラマ応援室 観光施設課	①観光客等への緊急時広報に関する事 ②観光客等の被災状況の把握に関する事 ③観光客数の把握に関する事 ④観光に係る風評被害対策に関する事 ⑤観光客等の災害対策に係る総合調整に関する事
	国際班	国際観光課 国際交流会館	①外国人への緊急時広報に関する事 ②外国人の被災状況の把握に関する事 ③外国人からの問い合わせ、相談等への対応に関する事 ④被災外国人の援護に関する事 ⑤外国人への災害対策に必要な要員確保に関する事 ⑥外国人への災害対策に係る総合調整に関する事
文化スポーツ部	道路支援班	文化振興課 ジオパーク推進室 文化財課 埋蔵文化財調査課 松江城・史料調査課 松江歴史館	①道路班の支援に関する事
	体育施設班	スポーツ振興課 高校総体推進室 スポーツ施設課 総合体育館整備室	①体育館等の被災状況の把握に関する事 ②体育館等の災害応急対策に関する事 ③施設利用者の防護対策に関する事 ④避難受け入れ施設の供与及び管理・運営に関する事
市民部	市民班	市民生活相談課 消費・生活相談室 人権男女共同参画課 男女共同参画センター 市民課 マイナンバー交付室	①市民に対する緊急時広報に関する事 ②市民の被災状況の把握に関する事 ③市民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関する事 ④市民相談窓口の設置、運営に関する事 ⑤避難所での被災地住民登録に関する事 ⑥市民の所在確認に関する事

健康福祉部	福祉班	健康福祉総務課 家庭相談課 障がい者福祉課 生活福祉課 介護保険課 保険年金課 保健衛生課	①災害救助の総括に関する事 ②障がい者等の被災状況の把握に関する事 ③被災地区住民の生活支援に関する事 ④避難所の開設及び管理・運営に関する事 ⑤炊き出し等避難所食糧の確保及び配給に関する事 ⑥義援金、見舞金及び救援物資の受け入れ及び配分に関する事 ⑦災害ボランティアの受け入れに関する事 ⑧障がい者等の安全確保に関する事 ⑨老人福祉施設等の入所者の安全確保に関する事 ⑩日本赤十字社等その他福祉団体との連絡調整に関する事 ⑪保健所の協力要請に関する事 ⑫国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免・猶予に関する事 ⑬国民年金保険料の免除に関する事
	医療班	健康推進課 予防接種室	①原子力災害医療に関する事 ②医療品、衛生材料の確保に関する事 ③安定ヨウ素剤の配布、投与に関する事 ④被災者の保健・栄養指導に関する事 ⑤被災者の健康相談及びメンタルヘルスに関する事 ⑥避難所健康相談窓口の設置に関する事 ⑦避難所の衛生管理に関する事
こども子育て部	福祉班	こども政策課 保育所幼稚園課 保育所（園） 幼保園 幼稚園 子育て給付課	①幼児等の被災状況の把握に関する事 ②幼児等の安全確保に関する事
	福祉・医療支援班	こども家庭支援課	①子育て部福祉班の支援に関する事 ②健康福祉部医療班の支援に関する事
環境エネルギー部	環境班	環境エネルギー課 環境対策課 リサイクル都市推進課 施設管理課 西持田不燃物処理場 エコクリーン松江 西持田最終処分場 西持田リサイクルプラザ 川向リサイクルプラザ	①緊急時モニタリングセンターへの協力に関する事 ②モニタリング情報等の収集及び伝達に関する事 ③防護対策区域内のゴミの非常処理計画に関する事 ④避難所におけるゴミの非常処理計画に関する事 ⑤清掃業務計画の総合調整に関する事
まちづくり部	道路支援班	都市政策課 まちづくり推進室 交通政策課 公共交通戦略室 住宅政策課 建築審査課	①道路班の支援に関する事
都市整備部	道路班	建設総務課 道・緑・水辺相談室 大橋川治水・国県事業推進課 道路課	①市道の通行規制に関する事 ②道路交通の確保に関する事 ③防護対策区域への立ち入り制限、禁止措置に関する事 ④避難道路の選定及び確保に関する事 ⑤避難道路の工事情報等の把握に関する事 ⑥防護対策区域内の道路の工事情報等の把握に関する事 ⑦交通規制に係る市民への指導に関する事
	道路支援班	土地対策課 河川課 公園緑地課	①道路班の支援に関する事
支援部	支援班	(議会議務局)総務課 議事調査課 監査委員事務局	①市議会議員への情報提供に関する事 ②市議会議員の被災状況の把握に関する事 ③各部の支援に関する事
教育部	学校教育班	教育総務課 皆美が丘女子高等学校 学校管理課 学校教育課 生徒指導推進室 発達・教育相談支援センター 学校給食課 学校給食センター	①学校との連絡調整に関する事 ②児童・生徒の被災状況の把握に関する事 ③学校教育施設の災害応急対策に関する事 ④児童・生徒の防護対策に関する事 ⑤避難所の供与に関する事 ⑥避難所の管理・運営の協力に関する事 ⑦被災児童・生徒の育英奨学に関する事 ⑧応急教育に関する事 ⑨学校給食に関する事 ⑩非常炊き出しの実施に関する事 ⑪PTA等その他教育団体との連絡調整に関する事

	生涯学習班	生涯学習課 松江市立図書館事務局 青少年支援室	①公民館等との連絡調整に関する事 ②公民館の被災状況の把握に関する事 ③生涯学習施設等の災害応急対策に関する事 ④施設利用者の防護対策に関する事 ⑤避難所の供与に関する事 ⑥避難所の管理・運営の協力に関する事 ⑦青年団等その他関係団体との連絡調整に関する事
上下水道部	給水班	総務課 経営課 営業課 事業推進課 施設整備課 維持管理課 浄配水課	①飲料水の使用規制に関する事 ②飲料水源の被災状況の把握に関する事 ③飲料水の給水対策に関する事
ガス部	交通支援班	総務課 営業推進課 供給保安課	①市ガス施設の防災管理・事後対策に関する事 ②交通部の支援に関する事
交通部	交通班	総務課 安全運行課 運輸企画課	①住民避難用車両の確保に関する事 ②民間の輸送事業者が所有する車両の確保に関する事 ③住民の避難搬送に関する事 ④緊急通行車両の届出事務に関する事 ⑤民間輸送事業者との連絡調整に関する事
病院部	医療班	総務課 経営企画課 資産経営課 医療安全管理室 健診センター	①緊急時医療措置に関する事 ②緊急時医療対策に関する事 ③原子力災害医療への協力に関する事 ④医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事
消防部	消防班	消防総務課 消防団室 予防課 警防課 救急室 通信指令課	①消防署、消防団との連絡調整に関する事 ②災害救助、救急の総括に関する事 ③住民への防護、避難対策に関する事 ④救急搬送に関する事 ⑤救助・救急、消火活動に関する事 ⑥消防団員の動員及び配備計画に関する事 ⑦消防車両による緊急時広報に関する事 ⑧原子力災害医療への協力に関する事

鹿 島 支 所 ・ 島 根 支 所	総括班	地域振興課	①本庁との連絡調整に関する事 ②災害体制の指示及び伝達に関する事 ③支所原子力事故対策会議の運営に関する事 ④本庁原子力事故対策会議の指示の伝達に関する事 ⑤支所災害対策本部の運営に関する事 ⑥本庁災害対策本部の命令及び指示の伝達に関する事 ⑦支所災害対策本部の命令及び指示の伝達に関する事 ⑧支所職員の動員及び配備計画に関する事 ⑨支所職員の装備用具に関する事 ⑩災害応急対策の総合調整に関する事 ⑪支所内の連絡調整に関する事
	情報班	地域振興課	①災害・被害・気象情報の収集及び伝達に関する事 ②防災無線等の災害通信設備に関する事 ③コンピュータ施設及びネットワーク整備に関する事 ④電話及び電気設備の確保に関する事 ⑤情報の授受・整理に関する事 ⑥支所管内の被災状況の把握に関する事
	調査班	地域振興課	①支所管内の被害調査に関する事 ②支所管内の被害調査の集計に関する事 ③発電所への立入調査に関する事
	応急対策班	地域振興課	①支所管内の災害応急対策の事前検討に関する事 ②支所管内の災害応急対策体制の確立に関する事 ③支所管内の災害応急対策の実施に関する事 ④モニタリング情報等の収集及び伝達に関する事 ⑤市道の通行規制に関する事 ⑥防護対策区域への立ち入り制限、禁止措置に関する事 ⑦避難道路の選定及び確保に関する事 ⑧避難道路の工事情報等の把握に関する事 ⑨防護対策区域内の道路の工事情報等の把握に関する事 ⑩交通規制に係る市民への指導に関する事 ⑪防護資機材の確保に関する事
	広報班	市民生活課	①市民に対する緊急時広報に関する事 ②市民相談窓口の設置、運営に関する事 ③支所管内の災害記録の保存に関する事 ④広報用車両の確保及び配車計画に関する事
	避難所班	市民生活課	①被災地区住民の生活支援に関する事 ②避難所の開設及び管理・運営に関する事 ③避難所における被災地住民登録に関する事 ④市民の所在確認に関する事 ⑤災害ボランティアの受け入れに関する事 ⑥生活関連物資、緊急物資の配給に関する事
	医療班	市民生活課	①原子力災害医療に関する事 ②障がい者、寝たきり老人等の要配慮者の安全確保に関する事 ③老人福祉施設等の入所者の安全確保に関する事 ④医療品、衛生材料の確保に関する事 ⑤安定ヨウ素剤の配布、投与に関する事 ⑥被災者の保健・栄養指導に関する事 ⑦被災者の健康相談及びメンタルヘルスに関する事 ⑧避難所の衛生管理に関する事
	教育班	地域振興課	①教育関連施設との連絡調整に関する事 ②教育関連施設利用者に対する緊急時広報に関する事 ③教育関連施設の災害応急対策に関する事 ④児童・生徒及び施設利用者の防護対策に関する事 ⑤退避所、避難所の供与に関する事 ⑥退避所、避難所の管理・運営の協力に関する事 ⑦非常炊き出しに関する事

その他支所（美保関・八雲・玉湯・宍道・八束・東出雲）	総括班	地域振興課	①本庁との連絡調整に関する事 ②災害体制の指示及び伝達に関する事 ③本庁原子力事故対策会議の指示の伝達に関する事 ④支所災害対策本部の運営に関する事 ⑤本庁災害対策本部の命令及び指示の伝達に関する事 ⑥支所災害対策本部の命令及び指示の伝達に関する事 ⑦支所職員の動員及び配備計画に関する事 ⑧支所職員の装備用具に関する事 ⑨災害応急対策の総合調整に関する事 ⑩支所内の連絡調整に関する事
	情報班	地域振興課	①災害・被害・気象情報の収集及び伝達に関する事。 ②防災無線等の災害通信設備に関する事。 ③情報の授受・整理に関する事 ④支所管内の被災状況の把握に関する事
	応急対策班	地域振興課	①支所管内の災害応急対策の事前検討に関する事 ②支所管内の災害応急対策体制の確立に関する事 ③支所管内の災害応急対策の実施に関する事 ④モニタリング情報等の収集及び伝達に関する事 ⑤市道の通行規制に関する事 ⑥防護対策区域への立ち入り制限、禁止措置に関する事 ⑦避難道路の選定及び確保に関する事 ⑧避難道路の工事情報等の把握に関する事 ⑨交通規制に係る市民への指導に関する事
	広報班	市民生活課	①市民に対する緊急時広報に関する事 ②市民等からの問い合わせへの対応に関する事 ③支所管内の災害記録の保存に関する事
	避難所班	市民生活課	①避難所の開設及び管理・運営に関する事 ②避難所における被災地住民登録に関する事 ③災害ボランティアの受け入れに関する事 ④生活関連物資、緊急物資の配給に関する事
	医療班	市民生活課	①原子力災害医療に関する事 ②障がい者、寝たきり老人等の要配慮者の安全確保に関する事 ③医療品、衛生材料の確保に関する事 ④安定ヨウ素剤の配布、投与に関する事 ⑤被災者の保健・栄養指導に関する事 ⑥被災者の健康相談及びメンタルヘルスに関する事 ⑦避難所の衛生管理に関する事
	教育班	地域振興課	①教育関連施設との連絡調整に関する事 ②教育関連施設利用者に対する緊急時広報に関する事 ③教育関連施設の災害応急対策に関する事 ④児童・生徒及び施設利用者の防護対策に関する事 ⑤退避所、避難所の供与に関する事 ⑥退避所、避難所の管理・運営の協力に関する事 ⑦非常炊き出しに関する事

## 第4節 原子力災害合同対策協議会等への出席等

### 1. オフサイトセンターへの派遣

#### (1) オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、警戒事態の発生を認知した場合、警戒事態発生との連絡を受けた場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

#### (2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣する。併せて現地事故対策連絡会議に派遣された職員を補佐し、市災害対策本部との連絡等を行わせるため、あらかじめ定めた職員を随行させる。

#### (3) 国等との情報の共有等

市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

### 2. 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

さらに、原子力災害合同対策協議会への派遣職員、機能班への派遣職員と市災害対策本部との連絡調整を行わせるため、あらかじめ定めた職員を派遣する。

### 3. 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。

## 第5節 応援要請及び職員の派遣要請等

### 1. 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

## 2. 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障がいの予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

## 3. 自衛隊の派遣要請等

(1) 市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。また、知事に対する自衛隊派遣要請を行うことができない場合に、防衛大臣又はその指定する者に対し、その旨及び原子力災害の状況を通知するものとする。

(2) 市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

## 第6節 原子力被災者生活支援チームとの連携

国（原子力災害対策本部長）は、原子力災害対策本部の下に、避難や一時移転が完了した住民等の生活支援等を円滑に実施するため、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、原子力被災者生活支援チーム等と連携し、子ども等をはじめとする健康調査や健康相談等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理や放射性物質に汚染された地域の除染等を推進するものとする。

## 第7節 防災業務関係者の安全確保

市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

### 1. 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

### 2. 防護対策

(1) 国の原子力災害対策本部は、関係行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関等に対して、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材（直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等）の携行・装着、安定ヨウ素剤の服用等を行うよう指示するものとされている。

- (2) 市災害対策本部長は、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、当該資機材の携行・装着、安定ヨウ素剤の服用等必要な措置を図るよう指示するものとする。
- (3) 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、当該資機材の調達及び安定ヨウ素剤の配備について、協力を要請するものとする。

### 3. 防災業務関係者の放射線防護

- (1) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護の指標については、原子力災害対策指針に基づき、放射線業務従事者の平時における被ばく限度及び緊急作業に従事する者の被ばく限度（特例緊急被ばく限度を含まない。）を参考に下表のとおり定めるものとする。

表 4-7-1 防災業務関係者の放射線防護の指標

		緊急事態応急対策(人命救助等緊急にやむを得ない活動を除く)に従事する場合	緊急事態応急対策のうち、人命救助等緊急にやむを得ない活動に従事する場合
実効線量限度		100mSv/5年	100mSv
		50mSv/年	
		女性※ 5mSv/3月	
		妊娠中の女性 内部被ばく 1mSv	—
等価線量限度	眼の水晶体	100mSv/5年	300mSv
		50mSv/年	
	皮膚	500mSv/年	1 Sv
	腹部表面	妊娠中の女性 2mSv	—

※妊娠する可能性がないと診断された女性及び妊娠と診断された時から出産までの間（妊娠中）に該当しない女性

なお、上記の指標は上限であり、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の被ばく線量をできる限り少なくするように努めるものとする。特に、女性については、胎児防護の観点から適切な配慮を行う。

- (2) 市は県と連携又は独自に職員の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した場合は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。
- (3) 市は、被ばく線量の管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、県又は国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、要員等の派遣要請を行うものとする。
- (4) 市の放射線防護を担う班は、オフサイトセンター等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。
- (5) 市は県と連携し、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態において、市が応急の対策を実施す

る現地災害対策拠点施設（松江市役所、松江市消防本部）に対して放射線防護対策の強化を行うものとする。

#### 4. 安全対策

- (1) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- (2) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接に情報交換を行うものとする。

### 第8節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、市は、適切な対応を行える体制を整備する。

#### 1. 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。
- (2) 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 市は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（発電所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等、住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 市は、情報伝達にあたって、同報系防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。  
なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行うものとする。

- (5) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、避難先自治体に開設した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

## 2. 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 市は、国、県及び関係機関等と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。
- (2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係する地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力やストーカー行為を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第9節 避難、屋内退避等の防護措置

### 1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

なお、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する対応を最優先とし、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する対応をとることを基本とする。

- (1) 市は、警戒事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート、避難先、移動手段の確保等）を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には県又は県と連携し国に要請するものとする。
- (2) 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難、P A Zにおける避難準備（避難者数の確認、避難ルート、避難先、移動手段の確保等）、U P Zにおける屋内退避の準備を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には県又は県と連携し国に要請するものとする。
- (3) 市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Zの避難及び安定ヨウ素剤の服用並びにU P Zにおける屋内退避等の必要な防護措置について指示した場合は、国若しくは県の指示又は独自の判断により、P A Zの避難を行うこととし、住民等に対する避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

また、市は、P A Zの避難の実施に併せ、国若しくは県の指示又は独自の判断により、U P Z内の住民等に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう伝達するものとする。

さらに、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

なお、市又は県は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の退避等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で安全な場所への退避等の安全確保措置を指示することができる。

一方で、市又は県は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、住民等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。

国の原子力災害対策本部は、関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するに当たり、指示内容の判断のため、原子力災害合同対策協議会等において、次の事項について関係地方公

共同体等より事前の状況把握等を行う。

- ・UPZの避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

避難・一時移転の指示後においても、国の原子力災害対策本部は、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- (4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。

なお、市長は、国が指示を行うにあたり、国から事前に指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

- (5) 市は、避難対象区域の住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果やその他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、市は、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。その際、必要に応じ県に対し住民避難の輸送支援等の要請を行う。

- (6) 市は、避難のための立退き等の指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

- (7) 市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難先の施設を示すこととされている。

なお、県域を越える広域的な避難を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、県が国の原子力災害対策本部等に対して要請を行うこととされている。

- (8) 感染症の流行下において、万が一、原子力事故が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染防止によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とし、以下の点に留意し関係行政機関等と連携して対応する。

- ・感染症流行下において原子力事故が発生した場合、感染者や感染の疑いがある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うように留意する。
- ・避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うよう留意する。

## 2. 屋内退避実施後の運用

屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続を判断することが必要となる。

- (1) 屋内退避の継続の判断は、国が屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うとされている。市は、県と協力し、屋内退避の継続のための物資の供給状況、人的支援の実施状況、ライフラインの被害状況等の情報を国に提供するものとし、国は、市及び県と緊密に連携を行いながら、屋内退避から避難への切り替えを判断し、指示することとされている。

なお、屋内退避から避難への切り替えにより、避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避は継続することを基本とし、避難への切り替えの判断は慎重に行うものとする。

- (2) 市は、国及び県と連携し、屋内退避を実施している住民等に対して、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず提供するものとする。

また、屋内退避中は、被ばくを低減するため、屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものとされている。

市は、県と協力し、一時集結所、指定避難所等での屋内退避中の住民への生活物資等の配給体制を構築するとともに、物資の備蓄、配給状況及び民間事業者の活動状況について情報提供する。

- (3) 市は、国及び県と連携し、原子力施設の状況に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、一時外出中の住民や活動中の民間事業者に対して、速やかに屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととする。

- (4) 国は、原子力施設の状態が安定し、新たに放射性物質が放出される可能性がないこと及び放出された放射性物質が滞留していないことが確認できた場合、屋内退避の解除を行う。

市は、国及び県と連携し、屋内退避を実施している住民等に対して、屋内退避の解除に係る情報提供を行うものとする。

なお、屋内退避の解除の際、緊急時モニタリングの結果に応じて、OIL1又は、OIL2を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずる必要があることに留意する。

## 3. 避難所等

市は、国、県及び避難先自治体と連携し、次の項目に留意のうえ、避難所運営マニュアルや原子力災害時における広域避難に係る避難経由所・避難所運営マニュアルを基に避難所等の運営を行うものとする。

- (1) それぞれの避難所に受け入れられている避難者に係る情報の早期把握に関すること。
- (2) 避難所における生活環境（被災者の健康状態の把握、食事供与の状況、トイレの設置状況

等の把握、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況)に関すること。

- (3) 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に関すること。
- (4) 要配慮者(福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等)に関すること。
- (5) 避難所の運営における女性の参画推進及び男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した避難所の運営(女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備など安全性の確保、女性や子育て家庭への配慮など)に関すること。
- (6) 避難者の健全な住生活の早期確保(応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等)に関すること。

#### 4. 広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等を考慮し、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への受入が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在について助言を要求するものとする。
- (3) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとされている。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議要請を当該市に代わって行うものとされている。
- (4) 国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うこととされている。

#### 5. 安定ヨウ素剤の服用

市は、原子力災害対策指針を参考に、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の必要な措置を講じるものとする。

#### 6. 要配慮者等への配慮

- (1) 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者等が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

- (2) 市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難の支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。
- (3) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退き等の指示等があった場合は、あらかじめ医療機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・避難誘導のもと、迅速かつ安全に、入院患者等を避難又は他の医療機関へ避難させるものとする。入院患者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨を連絡するものとする。
- (4) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退き等の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画並びに県及び市が定めた広域避難計画に基づき、避難等を行うものとする。

## 7. 学校等における避難措置

学校等において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退き等の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難マニュアル等に基づき、迅速かつ安全に生徒等の保護者への引渡しや避難をさせるものとする。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

## 8. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、ショッピングセンター、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退き等の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

## 9. 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

市は、国の現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

## 10. 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等可能な限り避難者のニーズに配慮するものとする。
- (2) 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難で

ある場合には県、国の原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

## 第 10 節 治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立退き等の指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

## 第 11 節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。

国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するものとする。また国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について県に指示することとされている。市は、飲料水については、県又は緊急時モニタリングセンターが行う検査に協力する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。（別添 3 参照）

また、市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、県等と連携して、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

## 第 12 節 緊急輸送活動

### 1. 緊急輸送活動

#### （1）緊急輸送の順位及び範囲

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

表 4-12-1 緊急輸送の順位及び範囲

緊急輸送の順位		緊急輸送の範囲
第1順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送	・救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・負傷者 ・国、県、市の対策本部長等
第2順位	・避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難） ・災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送	・避難者 ・緊急事態応急対策要員（国の現地本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員）
第3順位	・災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送	・緊急事態応急対策要員（第2順位を除く国の現地本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、情報通信要員）
第4順位	・住民の生活を確保するために必要な物資の輸送	・屋内退避所、避難所を維持管理するために必要な人員、資機材、食料、飲料水等生活に必要な物資
第5順位	・その他災害応急対策のために必要な輸送	

## （2）緊急輸送体制の確立

- ① 市は、県や関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- ② 市は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとする。
- ③ 市は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

## 2. 緊急輸送のための交通確保

市道路管理者は、交通規制にあたる県公安委員会と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

## 第13節 救助・救急、消火活動に関する応援要請等

### 1. 救助・救急及び消火活動

- （1）市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は中国電力(株)その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- （2）市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、中国電力(株)に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 市は、市の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由
- ② 必要とする応援隊の種別・規模
- ③ 市への進出拠点及び進入経路

## 2. 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。

## 第 14 節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが、市、国、県及び関係団体は、それらの申入れに対して適切に対応するものとする。

### 1. ボランティアの受入れ等

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災者（避難所）のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

### 2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

#### (1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災者のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災者のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

#### (2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

## 第 15 節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 市は、庁舎の所在地が避難のための立退き等の指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定める退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関にお

いては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

- (2) 市は、あらかじめ定める業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

This page intentionally left blank

## 第5章

---

### ■ 原子力災害中長期対策



## 第5章 原子力災害中長期対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

### 第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、中国電力㈱及びその他の関係機関とともに、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物の処理について必要な措置を講じるものとする。

### 第5節 各種制限措置等の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

なお、県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。

### 第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

#### 1. 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

#### 2. 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

## 第7節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 市は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 市は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。市の区域を越えて避難した被災者に対しても、市及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

## 第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ中小企業制度融資等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

## 第10節 心身の健康相談体制の整備

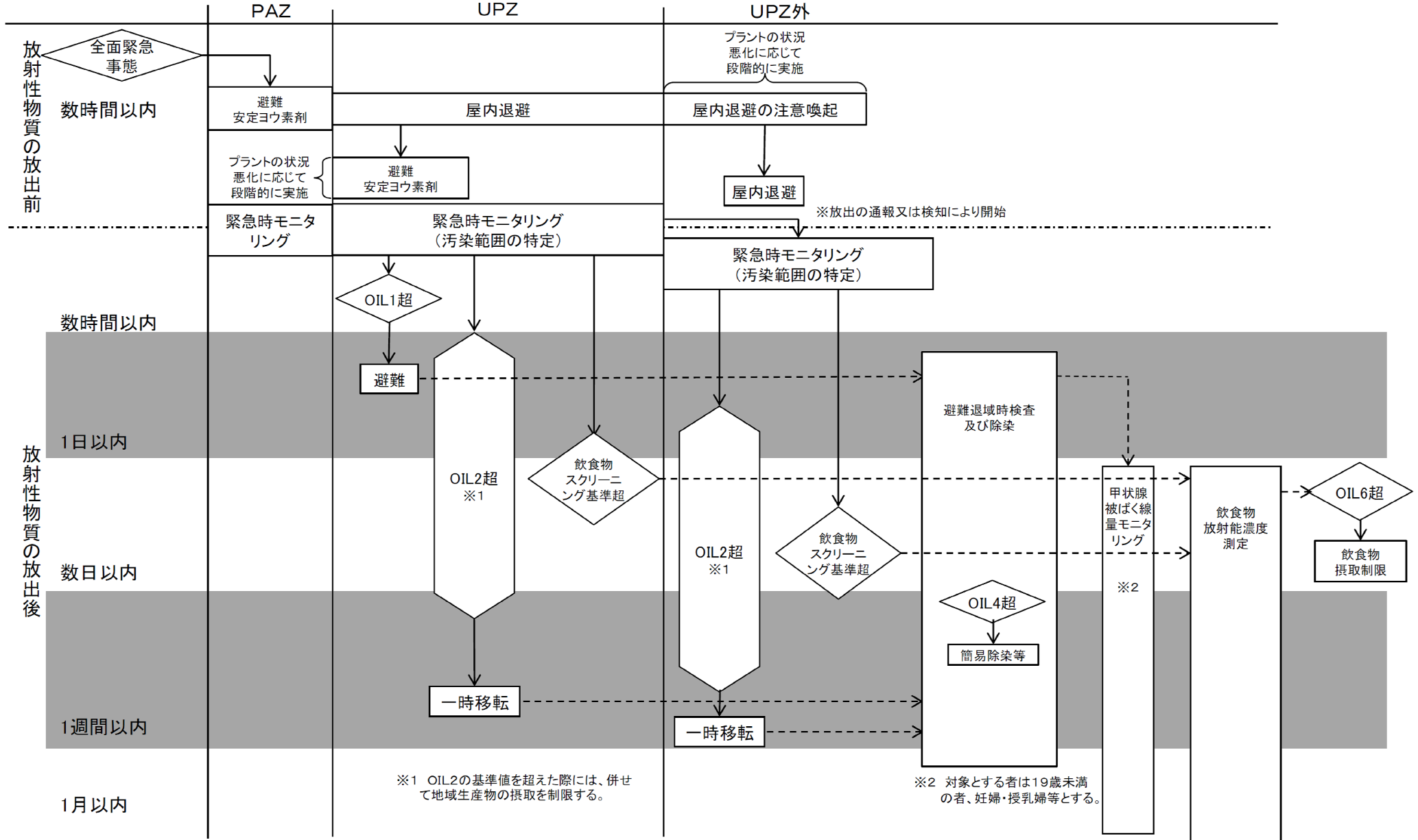
市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

---

別添資料



# 別添1 防護措置等の実施フローの例



## 別添2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

※この資料で示すEALは、原子力災害対策指針が定める「各緊急事態区分を判断するEALの枠組み」から抜粋したものであり、今後、当該指針の改定や島根原子力発電所の設備の状況の変化等に応じて差し替えていくものである。

1. 沸騰水型軽水炉(実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)

※新規制基準適合性審査に合格し、運転中である発電用原子炉施設は本枠組みに該当する。

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>⑪ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑭ オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備(以下「非常用炉心冷却装置等」という。)のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分間以上継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災又は溢水<sup>いっ</sup>が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

## 9. 原子炉の運転等のための施設(1.から8.までに掲げるものを除く。)

※炉規法第43条の3の34の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力制委員会  
が定めた発電用原子炉施設が本枠組みに該当し、島根原子力発電所1号炉が該当する。

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。U P Z のみが設定される場合は、U P Z の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

### 別添 3 O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数時間内を目途に地域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	$\beta$ 線 : 40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
$\beta$ 線 : 13,000cpm <sup>※4</sup> 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)						
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に地域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき地域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。



# 別添4-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

発電用原子炉施設のうち、炉規法第43条の3の34の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体

が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設を除く

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		PAZ(おおむね5km)※1				UPZ(おおむね5~30km)				UPZ外(おおむね30km~)			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L L	O I L 1	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共地 方団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	飲食物 に係るスクリー ニング基準	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共地 方団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	O I L 4	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共地 方団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	O I L 2	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共地 方団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
O I L 6	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	公共地 方団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※1・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内の住民は避難を実施していることが前提。

# 別添4-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（1/2）

発電用原子炉施設のうち、炉規法第43条の3の34の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体

が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設に限る

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		UPZ				UPZ外 ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
		緊急事態区分	警戒事態	事業者 ・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-
公共団体 ・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達			・緊急時モニタリングの準備	-	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	-	-
国 ・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供			・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・地方公共団体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	-
（原災法第十条の通知に該当する施設敷地緊急事態に該当する場合は除く。）ただし、全面緊急事態区分	事業者 ・要員追加参集		・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
	公共団体 ・要員追加参集 ・国及び他の地方公共団体に必要要請		・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	-	-
	国 ・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備		・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避準備を指示	・地方公共団体への参集要請	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
（原災法第十五条の基準を採り、全面緊急事態区分）	事業者 ・要員追加参集		・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
	公共団体 ・要員追加参集		・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難地域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	-	【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難地域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）への協力
	国 ・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施		・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難地域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）を指示	・地方公共団体への参集要請	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難地域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）への協力を要請

# 別添4-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2/2）

発電用原子炉施設のうち、炉規法第43条の3の34の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設に限る

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

OIL	OIL	OIL	OIL	UPZ				UPZ外 ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。				
				体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
				事業者	公共団体	国	事業者	公共団体	国	事業者	公共団体	国
OIL1	事業者	事業者	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	【甲狀腺被ばく線量モニタリング】 ・甲狀腺被ばく線量モニタリングへの協力	-	-	-	【甲狀腺被ばく線量モニタリング】 ・(近)甲狀腺被ばく線量モニタリングへの協力	-	
		公共団体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【甲狀腺被ばく線量モニタリング】 ・甲狀腺被ばく線量モニタリングの実施	-	-	-	【避難】 ・(近)避難の実施 【甲狀腺被ばく線量モニタリング】 ・(近)甲狀腺被ばく線量モニタリングの実施	【避難】 ・(遠)避難の受入れ	
		国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・地方公共団体に避難の実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)を指示 【甲狀腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲狀腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近)地方公共団体に避難の実施を指示 【甲狀腺被ばく線量モニタリング】 ・(近)地方公共団体に甲狀腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	【避難】 ・(遠)地方公共団体に避難受入れを要請	
	飲食物に係るヘリテージ基準	事業者	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-	-
		公共団体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	-	-	・住民等への情報伝達	-	-	-
		国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	-	
	OIL4	事業者	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力	-	-	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力	-	-
		公共団体	-	・住民等への情報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施	-	-	・住民等への情報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力	-
		国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示	-	
	OIL2	事業者	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	【甲狀腺被ばく線量モニタリング】 ・甲狀腺被ばく線量モニタリングへの協力	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	【甲狀腺被ばく線量モニタリング】 ・(近)甲狀腺被ばく線量モニタリングへの協力	-
		公共団体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施 【甲狀腺被ばく線量モニタリング】 ・甲狀腺被ばく線量モニタリングの実施	-	-	・住民等への情報伝達	-	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施 【甲狀腺被ばく線量モニタリング】 ・(近)甲狀腺被ばく線量モニタリングの実施	【一時移転】 ・(遠)一時移転の受入れ
		国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲狀腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲狀腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲狀腺被ばく線量モニタリング】 ・(近)地方公共団体に甲狀腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	【一時移転】 ・(遠)地方公共団体に一時移転の受入れを要請	
OIL6	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	公共団体	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	
	国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限の実施を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限の実施を指示	-		

# 松江市地域防災計画

## 原子力災害対策編

(令和8年2月修正)

### ■沿革

平成19年3月	作成
平成22年3月	一部修正
平成25年3月	一部修正
平成26年3月	一部修正
平成28年5月	一部修正
平成29年11月	一部修正
令和元年6月	一部修正
令和3年3月	一部修正
令和4年3月	一部修正
令和4年7月	一部修正 (軽易な事項)
令和5年2月	一部修正
令和6年3月	一部修正
令和7年2月	一部修正
令和8年2月	一部修正

編集・発行 松江市防災会議

事務局 松江市防災部防災危機管理課  
〒690-8540  
島根県松江市末次町86番地  
電話 0852-55-5115  
bousai@city.matsue.lg.jp